

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第8号)

招集年月日 平成24年10月2日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時13分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均
総務課長	奥野 稔	教育委員長	白杉 直久
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	商工観光課長	長島 栄作
野田川地域振興課長	浪江 昭人	農林課長	永島 洋視
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育推進課長	小池 信助
税務課長	植田 弘志	教育次長	和田 茂
住民環境課長	朝倉 進	下水道課長	西村 良久
会計室長	飯澤嘉代子	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日から、予定としましては12日まで決算の審査を行いたいというふうに思っています。先週も町のほうの敬老会が岩滝、野田川、加悦、各会場で催されましたし、また、消防団の全国大会への壮行会、また、地域によりましては保育所の運動会等、いろいろとイベントがございましたし、また、今後もたくさんの行事がございますので、議員各位におかれましては、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

念のために申し上げておきますが、今回の本会議の決算の質疑の方法でございますが、先般の9月3日の議会運営委員会にて変更がありましたので、ご存じと思いますが、念のためもう一度申し上げておきます。今回の決算質疑におきましては、当然のことながら一問一答方式でございます。また、歳入歳出全般でありまして、質疑区分は設けないということが1点、一回につき15分以内、それから、ここが変わるわけですが、2回目までは個人であります、3回目からは各会派の代表のみの質問ということになりますので、各会派の代表の方は、それなりに準備をしておいてください。以上、それから、きょう本会議終了後に議会運営委員会が開会されますので、メンバーの皆さんはよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑なければ打ち切りますので、ございませんか。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、決算質疑ということで、決算認定に対する質疑ということで、トッパーでさせていただきます。

まず初めに、財源は非常に大事な問題で、特に町の財政運営をする上で国の地方財政対策の分というのは非常に大きい比重を、高い比重を占めています。それで今回、特に取り上げたい点は、その地方財政対策について幾つか取り上げたいと思っています。

まず、初めに副町長に認識をお伺いしておきたいと思っています。ご存じのように国は財源がない、財源がないという理由で、この数十年間を見てもですね、ずっとどんどん全体として財政支援を理不尽にも削ってきたわけです。バブル期でも国の税収があるもとでも削減をしてきたという状況が見られると思います。地方行政は既に限界の状況を迎えていると考えています。その象徴的な事業というのは、この9月議会で大きな問題になった水道事業の統合にかかわって、これはまさに国からの押しつけというべき性格がありますが、交付税と補助金の削減ということで、展望が見えないということも一つです。本来、地方財政対策というのは、市町村の行財政運営を、より円滑に進め、どんな山奥の自治体でも、どんな不便な自治体でも、日本じゅうの国民の生活と営み、なりわいを同じように保障していく役割を基本的に担っていると考えますが、この点で

の副町長のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 確かに議員がおっしゃいますように、地方交付税の制度をはじめとする地方財政対策、これは議員がご指摘のように日本国じゅう、どんな地域であっても同じような行政サービスが受けられるようにという趣旨でありますので、議員がおっしゃいますように基本的には、そういう役割を担っているというふうに理解しております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そういうふうに基本的に考えておられるということなので、次の質問に移ります。まず、地方交付税についてです。特に小泉構造改革のもとで破壊的な役割をしたのではないかといいいますか、三位一体改革という名で激しい削減、財政的な締めつけが行われました。町の交付税は、この間、どういう推移をしているのかという点を、まず、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） おはようございます。

伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。交付税の当町における近年の推移ということかと思えます。合併前は少し比較がしにくいことになりますので、合併後の状況というものを申し上げたいというふうに思っています。ストレートに交付税をいただきました額ですけれども、普通交付税でございます。平成18年度合併当初の年が、細かい数字は省略いたしますけれども、約46億円でございました。現在、平成23年度の決算を迎えまして54億円ということでございますので、合併後5年が経過をいたしまして、約8億円程度増加をしているという状況でございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 再度、お伺いします。10年前ぐらいのスタンスで見るとどうなるかと、スパンで見るとどうなるかという点をお伺いします。

それと今、初めにちょっと指摘しておきますが、その今、言っておるふえた分というのは、いわゆる合併特例債ですね、その発行に対する穴埋めの部分も入っておると思うんですが、その点の額を差し引きすればどうなるかという点もお伺いします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。10年前の交付税と現在と比較してどうかというございますけれども、10年前は当然のことながら旧町のときでございますので、すぐに数字がストレートに比較できるということになりません。したがって、国全体の地方交付税の総額の推移をもってご答弁にかえさせていただきたいというふうに思っております。

国の平成13年、ですから、今から11年前になるわけですけれども、国全体の地方交付税の総額が15.9兆円ということでございます。これが翌年、平成14年が16.1兆円、平成15年度が16.4兆円、ここまですべて増加をし、平成16年が15.4兆円ということでございますので、この間は横ばい、もしくは減少傾向にあったということでございます。その後は、先ほど合併後の当町の交付税で申し上げました数字を参考にしていただければありがたいと思っております。

合併前に三位一体の改革ということがございまして、以後、合併後の財政状況としては非常に

地方交付税が減らされる、危ぶまれたことがございました。したがって、当町もそういった財政シミュレーションのもと、行政改革の中では財源不足になるという見込みを立てておりましたが、これは合併後、幸いにも交付税が増額措置をされる傾向になりまして、予測と裏腹に、ありがたいことにも交付税が増額になったということがございまして、これまで合併後は、そういった関係で、幸いにも何とか貴重な財源が保たれたという経過があったところでございます。

そこで二つ目のご質問にございました、先ほど申し上げました当町の交付税が合併後、ふえてきているという要素の中には今、議員がご指摘がございましたが、合併特例債をはじめとする交付税算入のある起債を起こしてまいっておりますので、その算入額というものによって増額をされた部分と、それから、交付税制度の見直しによって国が、地方が疲弊したということから、これを何とかしていくために交付税の制度を見直して増額になってきた傾向と、二つございまして、それが幾ら幾らずつなのかというご質問もございましたが、そこについては、そこまできちりと分析したものを今、ちょっと持ち合わせしておりません。数字については、ご勘弁をいただきたいというふうに思いますけれども、そういった要因がございましたので、これまで交付税については増額傾向になったということでございます。今後は、ご承知のように合併算定がえが行く行くなくなるということですので、この調子で右肩上がりに交付税が上がっていくということではないということもあわせてご答弁をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただいたわけですが、今、言っておる合併特例債についての質問については、交付税算入分がわからないということですが、加えて指摘しておきたいのは、今、いみじくも遠回りで表現された一つだと思いますが、臨時財政特例債ですね、交付税の先送りの手形みたいな話ですけども、その分の交付税措置分を考えると、明らかに減少しているということと言わなければならないと思っています。もちろん今、いろんな交付税措置があるという話を課長が、補助金ですね、補助金の交付税化という問題がいろいろとありました。この間で言うと、きっと保育所のね、措置費等についてもきっと、この10数年のスパンでいえば、補助金の交付税措置化ということで逃れるという、そういう手法も行われましたので、非常に複雑な要素を持っていますが、この点はぜひ、担当部局としてもですね、仕事が大変だと思うんですが、ぜひそういう角度はしっかり、実質的にどうなっているかという探求は日常的に行ってほしいなというふうに思っています。

時間がありませんから、次の質問に移ります。町の超過負担の問題についてです。これは簡単に言いますと、ちょっとこの間、職員に聞いたら、わからない人がおったので、若い人はわからないのかなと思って見ているんですが、いろんな事業を進める場合、例えば学校建設であれば窓のカーテンだとか周辺工事だとかいうのは国の補助の対象外になると、こういうことで国の補助金が、例えば3分の1とかいった場合にも、それは、そのとおりに補助されない。そのために、その差額分を自治体が納めると、払うという、これを超過負担だというふうに呼んでいます。かつて、この超過負担問題は、職員の方はご存じだと思うんですけども、昭和40年当時だと思うんですけども摂津裁判、いわゆる摂津市が国を相手取って訴訟を起こした経過もあるほど、大きな問題で、大きな額がある問題であります。この超過負担総額は本町では、どのくらいあるのか、わかる範囲でお答え願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。と申しましても、なかなかストレートに議員さんのご質問に数字でお答えすることができません。数々の事業を行っておりますので、それらの一つ一つについて今、ご指摘の補助対象になる部分とならない部分とを区分けして、把握を全体として、しかも何年かにさかのぼって持っているわけではございませんので、数字で申し上げることは、ちょっとできないんですけれども、補助金を国から受ける場合に一つには、今、言われましたように全て、全部が補助対象にならないケースがあると、今、いみじくも言われましたが、カーテンなどの簡易な消耗品であったり備品、あるいは周辺工事、こういったものが対象外になるケースはご指摘のとおりでございます。事業をやる場合に補助対象となるものが当然、制約されますので、そういったことは当然、出てくるということであろうかと思えます。当然それは必要なことはしなければなりませんので、町の負担ということになってこようかと思えます。

それから、もう一つは補助対象になるものであっても、国の総予算の関係と、それから各地方からの要望額との関係によって、予定どおりの割合まで補助が届かないといったケースもあって、いるということですので、国の補助に係りましては、そういった二通りの対象にならない町の負担になる部分があるということはあるのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の課長の答弁では、昨日、急にお願いしたのでわからなかったんでしょうが、一つの事業でも何%ぐらいあるかというあたりの探求はなかったわけでしょうか。それはいいんですけど、わからなければ、私の記憶でいいますと、旧町の感覚でしたので、ちょっと私自身のずれもあるかと思えますけれども、3億円や5億円はあるなというふうに思うんです。それはくだらないだろうというふうに思っています。私は、こういうこと自身もきちんとやっぱりつかんで、どれほど負担が、町が負担をしているのかというあたりも明らかにしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。この点で副町長、考え方としてはいかがなものでしょうか。裁判まで起きた経過もあるわけで、その後は自治体コントロールで、なかなか裁判も起こせない、昭和40年前後だったと思うんですけども、そんな事件が起きたことも含めて、考え方としておかしいのではないかとこのように、私は思うんですが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員の超過負担についてのご質問ですが、議員がご指摘のように、摂津市が訴訟を起こされた経過もあるようでございます。確かに実際に事業を行う市町村からすれば、あるいは都道府県からすれば、この程度のことは補助金の対象に含めてほしいという思いはあるかと思うんですけれども、現在の制度の中では国の考え方は一定ある中では、なかなか難しいのではないかと、ただ、事業をする市町村、都道府県の立場からすれば、そういった考えもあるというのは一定、理解はできます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 後でも述べますが、国の考え方というのは、もうずっと絞れば、金がないという理由しかないんです。本当に金がないかどうかという問題は、後段で指摘をしておきたいと思っています。

次に、国からのペナルティーの問題です。これはかなり多くの方が感じてるかなと思っている

んですが、いわゆる与謝野町では、例えば住民の要求や期待に応じて町独自でつくった制度で少子化の時代に子育て応援のすばらしい制度だというように思うんですが、子供の医療無料化というのがあります。こういう制度に、もしくは、こうした少なくない、そのほかの制度に国がペナルティーをかけて罰則でお金を取り上げられていると、取り上げていくということが起こっています。また、ほかにも、これとは違うペナルティーもあると考えていますが、こうしたことは今の地方分権、地方主権と言われて久しいわけですけども、こんな時代にですね、考えられないと、私はまさに、これは地方主権に対する明らかな侵害だというふうに考えています。与謝野町の場合、このペナルティーは年間どれぐらいあるのか、つかめておれば企画財政課長、答弁願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。昨日、決算審議でのご質問の事前に予告を受けておりましたので、昨日一日限りですけれども、各課に照会をいたしまして、かかる議員ご質問の件についてつかめれるだけではつかみをさせていただきました。先ほどのご質問に、最初戻らせていただきますが、超過負担の関係でいいますと、幾つかございまして、いわゆる当初の補助率どおりに補助金が交付されていないケースということですのでけれども、例えば障害者の補助金では国が50%のところ、実際は34%程度であったとか、あるいは教育関係の特別支援教育就学奨励費補助金でも補助率が通常2分の1ということですのでけれども、これが70%、その70%に圧縮をされるとか、幼稚園の就園奨励費補助金も通常3分の1の補助が、それが圧縮率で、63%圧縮されたとか、こういったケース、あるいは道路の改良事業費の補助金でも道路改良で通常の補助金の40%減になったとか、都市公園なども25%減になったとか、こういったことが事例としてございますので、先ほどのご質問に戻りますけれども、ご報告をさせていただいておきたいと思っております。

それから、今ご質問がございました町の単独施策に係り、その単独でやっていることをペナルティーとして、国の補助金が減額されているケースはないのかということでございます。これも一応、各課に昨日、照会をいたしまして把握をさせていただきましたのは、いわゆる療養給付費の負担金について、例えば福祉医療制度、あるいは子育て支援制度を充実して当町が独自に行っているということによってカットされていると見込まれる部分が、平成23年度で約1,550万円程度、影響額としてあるのではないかとということでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これについても、今、お話があったように、明らかに例を二つほど出してもらったんですか、明らかにおかしいわけですよ。今、一方で地方分権と言って、それで独立しておるような言い方をしながら全く独立していないと、ペナルティーですよ。こんなことが、時代おくれも甚だしいですよ。金がないなんていう理由ではないです、これは。副町長の見解はいかがですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、企画財政課長がお答えをさせていただきましたような実態があるようでございますので、ほかの町、市町村とも連携をとりながら国のほうには一定、要望できるものについては要望を考えていきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそれは、国にも強く道理がないという指摘を行っていただきたいと思います。それで改善を求めていますようお願いいたします。

今、述べてきましたように、非常に財政的に厳しい、この町でも、全国の町でもそうなんですけども、地方財政が非常に危機的な状況になっているということは皆さん、ご承知のとおりです。私は大事な点は、このもとでやっぱりどういう町をつくっていくのかと、こういう条件の中であっても、これで欠かせない問題はやっぱり、この間、私、繰り返し申し上げているように、地域協議会、まちづくり協議会で住民の皆さんの協力を得て、協働の力で進めていくと、ここが非常に大事だと思っているんです。この問題は、私、時間がありませんので、後で野村議員に取り上げてもらいたいと思っていますので振ります。

もう一度、国の財政対策の質問に戻りますが、国が理由としている財政がない、金がないんだというふうに言われていますが、本当はないのか、無駄はないのかという点です。これは国政問題と言われますが、このことの町政にかかわる問題ですから、町政運営にかかわる問題ですから、ぜひお聞き願いたいと思っています。

一つは、非常に厳しい財政事情の中で市町村は限界だという自治体も生まれてきています。このもとで、いうなら厳しい景気がずっと続いて中小零細業者は大変になってきたと、地域経済も疲弊したと、このもとでも、この時期でも、きちんと利益をため込んでいたんですね。これは大企業の、いわゆるため込み問題です。240兆円という規模です。国の予算が80兆円、それを比べたら、もう膨大な金ですよ。だから、これほどため続けている大企業に法人課税で減税しているんですよ。消費税を上げては減税、何かあったら減税ですよ。それで、この間、そういうこともあってため込みを続けているんですが、私が言いたいのは、あのリーマンショック以後、全国的な世界恐慌でないかと言われて、半ば恐慌状態だったんですが、その中でもアメリカやヨーロッパの国々では富裕層や大企業に課税をかけているんです。課税しているんです、新たな課税を。しかし、日本はやらない。ここに私はゆがみがあると思っています。私は、こういうところにきちんと課税をして、考え方でいえば、税の負担というのは能力に応じて負担をするという税の原則がありますよ。それをきちんと守ればできないことはない。このことについて副町長に見解を求めたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 税金というのは、例えば固定資産税や軽自動車税のようなものを課税客体にして掛ける税金と、それから、今、議員が言われましたように能力に応じたといいますか、所得に応じた負担をいただく税があるかと思いますが。確かに所得、すなわち担税力に応じた税負担をしていただくというのが税の本来のあり方だというふうに認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 国のレベルのことを一つの町の副町長に問うのは、非常に酷な話かもしれませんが、自治体財政が本当にしんどいと、重大な局面に立っているというのであれば適正にもの言うことも言っていかなかんと、そういうことは。これが住民の声を代表する立場にある人の仕事だというふうに思っています。

次に、幾つかあるんですけども、時間がなくて1点に絞らなあかんと思います。いわゆる無

駄遣いの象徴ともいうべき問題です。政党助成金です。これは毎年、毎年、320億円も血税を使って政党に配分している。それならまだしもですよ、それもよくないんですよ、私どもは思想信条の自由を侵すものだとして反対しているんですが、それは共産党以外の政党全部、政党に配られて、この中で起きているのは昨年度の収支報告によると、政党助成法の収支報告によると、172億円もの巨額の税金を懐に、各議員が持っている口座の懐におさめていると、もつてのほかだと思いませんか。片や、いわゆる大震災で生死をかけて生きているという事態で、国民みんなで応援しようということを自民党や民主党の方も言っていますよ、みんなで支えようと、一方で彼らは懐に入れておくと、法の原則から見ても、こうなっているんです、この政党助成法は、使い残があった場合、助成額は国庫に返納することを原則とすると、にもかかわらず172億円ため込んでいるんです。こんなことはいいと思いますか、おかしいと思いませんか、副町長。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のご質問ですが、政党助成法という法律に基づいた内容でありますので、私
のほうかとやかく言うことは差し控えたいと思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありません。これ以外にも思いやり、米軍の思いやり予算とか、今回の消費税の値上げで、それに伴って公共事業を再復活させると、無駄な事業を、こういうこともあります。ぜひ、そういう点もありますが、ぜひ町も、そのことをしっかり捉えた上で行政運営に当たっていただきたいと思います。そうでなければ町民の納得が得られないと思います。終わります。

議 長（赤松孝一） 議員の皆さんにお願いしておきます。本町の平成23年度の歳入歳出決算書の審査でございますので、拡大解釈も結構でございますが、やはり誰が聞いても、これが決算審査だと思える範囲内の質疑をくれぐれもお願いいたします。

次に、質疑はございませんか。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、1点目の質問をさせていただきます。資料のほうで23ページになりますか、人件費という項目で18億8,000万円、決算額が上がっております。現在、当町の職員数は267名、30時間以上が137名の臨時職員ということで404名ということで理解をしておるんですが、それで間違いは、まず、なかったでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 家城議員のご質問に答えます。そのとおりでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） そういった中で、先日的一般質問、多くの議員が登壇されて質問をされたわけですが、答弁の中に現在の職員数では対応ができないという副町長の答弁が非常に多かったという印象がございます。当町では、今現在、2万5,000人弱の人口がおりまして、そういった行政区の中で類似団体というのは結構あると思うんですが、職員数の比較というのは、されているとは思いますが、当町が類似団体に比べてかなり低いものなのか、同じぐらいなものなのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 家城議員のご質問にお答えしたいと思います。ご承知のとおり、類似団体につきましても、産業構造等々で人数をはじき出しております。そうした中で当町の職員数につきましては、これは保育所の数だとか、いろんな要素があって違いが出てくるわけですが、一般に言われています類似団体と比較しますと、多いというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） それこそ施設だとか、いろんな状況の中で職員数というのは、類似団体でも異なってくるというのは、当然、理解しておるわけですが、先ほども言いましたが、現状、例えば、小林議員の質問で一般企業に職員を派遣したらどうかというような質問の中でも、現状の職員数では今、対応はできないん違うかなというような答弁があった、そういった中で、資料の次のページを見ますと、地方税の金額が、決算額でいいますと、地方税のほうは約18億円ぐらい上がっておりますね。人件費を見ましても、それ以上のお金が使われておるとい、その解釈は地方交付税とか、そういうように算入の中で人件費は出されておるんですが、単純に見ますと地方税イコール人件費というような取り方もできるわけです。そういった中で行政が、人が足りないから今のところできないというような答弁では、一般の方が求められておる部分というのが非常にずれてくるんじゃないかなと、行政というのは、それこそ経済も社会保障も今、先行きが不透明な中で町民が求めている部分というのは、行政がいかに町民のために何かをやっていこうかなという意思表示が大事ではないかなというふうに感じるわけですが、その辺は副町長、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃいましたように、私は職員が足りないというような言い方をした記憶はございません。ただ、今もご披露がありましたように、小林議員のご質問、一般企業へ職員を派遣してはどうかという中では、この間、職員は合併当時の320名から相当数減らしておりますし、それから、地方分権一括法をはじめとした国から都道府県、さらに都道府県から市町村へということで、権限委譲に伴う仕事が、この間、相当ふえております。そういう中で一般企業のように、例えば、この仕事は需要が少ないから、もうやめようというような選択はできないわけでありまして、法律で決まった仕事につきましては、需要が少なかつても、年間の処理件数が少なかつてもきちんと体制を、処理できる体制を確保しなければなりませんし、そういった意味では、この間、減らしてきてはおりますけれども、なかなか今の庁舎、あるいは保育所等の状況からいいますと、非常に年々、削減はしんどい状況があるというふうに思っております。

ただ、行革でもうたわれておりますように、引き続き職員の削減、それから、合理的な事務の遂行につきましては、引き続いて努めていなければならないというふうには考えております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） それぞれの事情の中で、一生懸命職員の皆さん、仕事をさせていただいておるのは十分理解はできるわけですが、先ほども言いましたが、本当に我々議員もそうですけれども、職員の皆さんも、また、町のトップである町長も副町長も、町民の方が夢を描けるようなまちづくりというものを真剣に取り組んでいかんと、財政、決算のたびに財政が厳しい、補正予算のたびに財政が厳しい、厳しい厳しいばかりで町民の方が、どういった夢を見ながら、この町で生きていけるのかなというような気持ちになることが多いので、できる限りやっていただく。また、私た

ち議員も、いろんなところに視察に行かせていただきますが、やはりいいなと思う町は職員の方も、また、行政のトップの方も前向きに取り組んで、チャレンジ精神いっぱいの中で、いろんなチャレンジをされております。そういった姿勢が町民に、まず、伝えることが大事ではないかなというふうに考えておりますので、今後も一生懸命努力をお願いしたいと思います。

続きまして、14、15ページの歳入のほうで軽自動車税が上がっておりますが、現在の原付バイク等の登録台数を教えていただきます。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問にお答えしたいと思います。現在の原付バイクの台数ということで、23年度末の台数でございます。原付の50cc以下が1,883台、それから90cc以下、これが159台、それから125ccまでということで、これが119台、あと三輪以上ということでミニカーというのがございます。これが20台ということでございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） 一般質問の中でナンバープレートの、ご当地ナンバープレートの質問をさせていただきまして、ちょっと時間がなかったので、この場をおかりして、答弁では厳しい財政の中で経費をかけてまでする必要はあるのかというところを考えると、費用がかかるならやらないというふうに答弁をいただいたと思うんですが、そういうような理解でよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議員ご質問のご当地ナンバーの本町として実施するかどうかというところがございます。今おっしゃいましたように現状の状態から新たな財政的負担をして、ご当地ナンバーをやるという考えは、今は持っておりません。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） この一般質問の中で、僕は目的を述べさせていただきました。そういった中で当然、これは町税課税の標識ということで、担当は税務課になるわけですが、この取り組まれておる意義の中で、地域のPR、町のPR、また、産業振興にもつながる、そういった中で交通安全の改善も図れるといった効果も出てきているところがあるというふうに質問をさせていただいたわけですが、この先ほど税務課長がご答弁いただいた答弁というのは、税務課から見た立場の答弁ではないかなというふうに考えるわけですが、この一般質問というものが通告がออกมาして、各課で答弁書をつくられるわけですが、私は税務課だけではなく、商工観光課、総務課、また企画財政のほうも含めた課長の中で話し合われた答弁がしていただくことが、この一般質問に向けての思いであったわけですが、その辺は事実、各課で相談していただけたのか、また、そういうことを望む部分があるわけですが、そういったような、今回は多分、私の想像では税務課長一人が答弁を書かれたとは思いますが、そういう一般質問に対しての答弁、各課の方面から見るのか大事ではないかなと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問にお答えしたいと思います。確かにナンバープレートの問題でありますので、直接の担当課は税務課ということになります。したがって、税務課が中心になって、まずは検討しておりますけども、通告の要旨にもありましたように、例えば観光に貢献するという話もありましたので、幅広く町全体で検討した内容を一般質問の答弁としてお答えをさせていただきます。

いたところであります。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 副町長が、そうおっしゃるので深くは言いませんが、私は担当課長に何人か確認をさせていただき、税務課の答弁だということは聞いておりますので、できるだけいろんな方面から一般質問でも捉えていただくようお願いをしておくところで、とどめておきます。

時間があれですね。教育費全般の中で、いろんなALTだとか、また、理科のほうで決算のほうも上がっておりまして、いろんな取り組みをしていただいております中で当町の小・中学校の生徒・児童の学力というのは、日本のレベルでいいましても世界では長い間、トップクラスであったのが、今はもう10何位に低迷しておるといいう中で、非常に学力が落ちてきているというふうにお聞きしております。

そういった中で、私もPTAの役員をさせていただいておりますので、学校にも何度も出向きまして、いろんなお話をしておるわけですが、学力低下になかなか歯どめがかけられないというような中で当町の子供たちの、わかりましたら全国的なレベルが、把握されておりましたらご答弁いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。資料を今、持ってきておりませんので、また、後ほど資料に基づいた答弁はさせていただきますけれど、全国学力状況調査でいきますと、本町、特に劣っているということはないと、そのように認識しております。

それから、日本全体が学力低下しているという話もあるわけでございますけれど、近年ちょっと盛り返してきているというのが日本の状況だというふうに、私は認識しているところでございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 学力につきましては、当然、教わる側、子供たちの姿勢や努力も当然大事ではあるんですが、教える側の責任というか、役割も非常に大きいと思います。そういった中で、以前も先生方の気持ちにも、また、仕事の量にもゆとりがないのではないかと、そういった配慮を教育長を中心に改革をしていただいて、先生方がゆとりを持った教育ができるような体制づくりをしてほしいというようお願いをしたことがあるんですが、その後、どういったような取り組みをしていただけたでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。教員の多忙化につきましては、これは本当に忙しくなっていることは、これはもう事実でございます。これはいろいろな要因があるわけでございますけれど、なかなかその対策というのは本町のみならず、これは日本全体の教育界の大きな課題でございます。したがって、いろいろ国のほうでも、そしてまた、京都府のほうでも、その多忙化解消のために取り組んでおるわけでございますけれども、有効な手だてがないというのが、この実態でございます。

私どものところでは、会議の精選だとか、従来言われていましたこと、それらを徹底するようになしながら、教員の多忙化を解消していきたいというよりは、少しでもゆとりがあって、子供たちとの触れ合う時間を確保していきたいと、そのように思っておりますけれど、先ほど申しまし

たように、なかなか有効な対策は見当たらないというのは実情でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 最近では、それこそ本決算でも、また、さきの補正でも自殺対策だとか、DV、いじめ、また、総務課のほうで取り組んでおられる心のメンテナンスみたいな事業も予算に上がってきたりと、最近でこそ、よく見かけますが、10年、20年前には、こんな予算が上がってきおったかなというようなものが結構上がってきております。そういった中で、学校の中でも精神的にも、多忙も、また、子供たちを相手する中で、まいられて休職されている先生が結構おられるのではないかなという話を聞くわけですが、その辺の実態は把握されておりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。教員の心の病といひましようか、それらの形のことで休職措置をしています教員、ただいま1名おすることは事実でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 休むほど疲れておられるのか、病んでおられるのか、そういった中で、先ほど教育長が多忙な仕事の量がふえていく、歯どめがかからない、対応策がないというような中で、先生も、こういったような病気になられたりというような中で、非常にやっぱり中身を改善していかなければ、こういった対策ができないのじゃないかなと、我々PTAのほうでも、そういうような思いの中で、もっと学校に負担をかけない組織づくりをしていこうというような話し合いは常にしているわけですが、PTAだけがそうなくても、仕事の量が減るとは限りませんし、やっぱり一体となって、そういうような取り組みをしていく必要があるのではないかなと、子供たちは、いつも言いますように町の宝でございます。将来につながる学力向上に向けて、いま一度、取り組みを強化していただきまして、先生たちも元気いっぱい子供たちと接せれる、また、学力もおのずから上がってくる、体力も、もちろんそうですし、そういった学校づくりをしていただきたいと思いますが、再度、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。ぜひ、そのようにご協力いただき、また、ご支援いただきますことを切望する次第でございます。

教員の、先ほど言いました心の病等に陥っていく場合は、多忙化もさることながら、多くの場合は子供たちとの対応、親との対応、そうした点のほうが直接的な影響だというふうに、私は思っておる次第でございます。しかし、多忙化で体力は充実し、皆が精神的にもみなぎっておれば、そういうふうなことにはならないというのは、私も、それは一理あると、そのように思っております。いずれにしろ教員が元気はつらつしながら、子供たちと接し、そして、教育活動を執心していける、そのような心配り、環境はつくっていかなければならないと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） けさも三河内の当番で通学の「あいさつ運動」というのがありまして、きょうは三河内の当番の方20～30人で通学路に立たせていただいて、高校生も含め、「おはよう」の挨拶を声かけさせていただいて、なかなか朝、当然、子供たちも、また、起きたばかりで、目の覚めていない子もいますし、朝から歩いて登校する、三河内のほうからでも登校する子もいます

し、生徒も、それぞれさまざまですが、少なからず大人から声をかけられるような状況ではなく、子供のほうから「おっちゃん、おはよう」というような声が出るような町になれば、それこそ先ほど財政が厳しい、厳しいという話がありましたが、多少は明るい未来が見えてくるのではないかなというふうに思っておりますので、当然、我々PTAもできる限りの努力をしていきますので、教育委員会のほうも、いろんな取り組みをされて、そういった学校づくりができればいいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ここで10分間、10時40分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、議案第95号に対しまして質疑をお願いいたします。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） それでは、平成23年度の決算の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、歳入でございますが118億1,700万円、こういう決算でございます。特別会計を合わせますと209億9,200万円、そのほかに水道事業会計があるわけでございます。そのうち地方交付税が54億円、先ほど伊藤議員にも、そんなようなお答えがあったというふうと思ひます。今、京丹後市では、それこそ与謝野町よりも2年早く合併をされております。与謝野町が6年を経過して、ことしで合併後7年目に入ります。合併後10年後の平成28年度から毎年、約2億5,000万円ずつ、5年間で12億円、交付税が減ると、このようなことでございます。ですから、京丹後市も来年度、再来年度から減額に5年間をかけて入ってくるということで、かなり小学校の統廃合とか、それから、市が持っておられるいろんな施設の管理方法とか、そういったことに入っておられると、このように思っております。

それこそ与謝野町も、その準備をしていく必要があるのではないかと、そのことが、まず、今、庁舎の統合検討委員会、総合庁舎に向けて検討委員会を持っておられるわけでございますが、まず、庁舎を早く、そういった方向性を打ち出させていただきたいと、このように私は考えておるわけでございます。

そこで、せんだって一般質問で、今、加悦庁舎に向けて、加悦庁舎を総合庁舎に向けて検討委員会が進んでいると、このように思っておりますが、せんだって私は加悦庁舎は浸水が本当に大丈夫かということで質問をさせていただきました。その答弁は野田川の改修をしたから大丈夫であると、しかし、野田川の想定氾濫区域、氾濫図は野田川の堤防決壊を想定し、決壊に伴い浸水するエリアを示していますが、内水氾濫、いわゆる野田川が吸わないと、いわゆる支流が、野田川に流れ込む支流河川の浸水については表示はされていないということでございまして、1時間雨量53ミリ、24時間雨量352ミリの雨量が発生すると現在、表示されているハザードマップ以上の浸水が発生する可能性がある、被害が発生する可能性がある、こういうふう、この前のご答弁でございました。

そこで副町長にお尋ねするわけでございますが、今、加悦庁舎を総合庁舎にしようと、そして、新しい庁舎は建てないと、こういうふうなことを町長のほうは言っておられるわけでございます

が、こういった浸水が発生する可能性があるということについては、庁舎内で十分ご議論をされた上で、ここにしようということを決められたというふうに思っております。その可能性については、大事なことでございますので、よろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町のたたき台をつくるに当たって、どういう検討がなされたかというお話だと思います。一般質問の答弁でもお答えいたしましたように、野田川の本流が決壊する、堤防が決壊すると、平成16年でしたか、台風23号のようなことは、もう河川改修が進んでおる中で、ないだろうという議論はいたしました。今、支川がというお話がありましたけれども、ちょっと私も記憶の中では、先ほど申し上げましたように本流の話は確かにあったかと思っております。そういう中で、ああいったたたき台を導き出したといえますか、たたき台をつくったということでございます。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） このことについては、長々するつもりはないわけですが、それこそことは計画停電のお話でございます。計画停電はなかったわけですが、岩滝の本庁舎は計画停電の区域から外れておったというふうに思っております。計画停電がされても、岩滝の本庁舎は停電がないと、そういうことだったろうと思っております。それほど、いわゆる本庁というものは大事なところであると、そういった電力会社の認識ではなかったかなというふうに思っております。ですから、私はいま一度、このことについても十二分な検討をしていただいて後生に憂いを残さない、確かに立派な庁舎ですから、数億円の建て増し費用を立てれば全職員が入れる庁舎になるというふうなことは、よくわかるわけですが、いま一度、ご検討をいただきたいと、このように思いますが、いかがでございますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） たたき台について、もう一度、検討をというお話だと思うんですが、ご承知のように、庁舎統合検討委員会で現在、検討をさせていただいておりますので、それは町のたたき台をもとに検討をいただいておりますけれども、この間、7回お世話になりました。町の手元を離れてといえますか、検討委員会で現在、ご議論をいただいておりますので、その議論の行方を見守りたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 頭に置いておいていただきたいなというふうに思っております。

73ページの与謝野町加悦庁舎等管理事業がございまして、379万8,000円、私、昨年度、平成21年がたしか1,770万円かかっておったというふうに思っております。それから、昨年、平成22年が1,590万円かかっておったと、ですから、毎年200万円ずつ減っているなど、野田川庁舎、岩滝本庁は、そんなに、それぞれ変わってなくて、加悦庁舎が相当努力されているなどというふうに思っております。この点については、こういったことが基本なのか、お答えがいただければと、このように思っております。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 有吉議員のご質問にお答えしたいと思います。それぞれの与謝野町役場、それから野田川庁舎、加悦庁舎と、それぞれ庁舎ごとに管理をいたしております。ただ、今年度、見て

いただきますと加悦庁舎が減っているということは確かでございます。これは加悦庁舎の電気料を、いわゆる防災対策の関係のCATVの分を有線テレビの施設管理費で支出を、今度を変えたということがございます。そういったことも影響しておりますが、各庁舎、電気代等軽減に努めております。それは議員が言われたとおりでございます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ今後に向けて、将来に向けてといいますか、庁舎統合もさることながら経費節約に努めていただきたいと、このように思っております。

続きまして、文教厚生常任委員会に所属しておって僭越ではございますが、教育長にお伺いしたい。教育長で、担当課長でもよろしいわけですが、まず教えていただきたいのは、297ページの公民館管理運営事業164万6,000円がでございます。これは加悦地域公民館というふうに理解したらよろしいのでしょうか。

それと野田川中央公民館は、どこを見たらよろしいのか、教えていただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員の質問にお答えさせていただきます。中央公民館と加悦地域公民館の分が、この管理運営事業に入っております。以上です。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） わかりました。それなら野田川にある中央公民館と加悦地域公民館が一緒に入っておるということでございますね。それで加悦地域公民館には、野田川の中央公民館にもあるわけでございますが、図書室ですね、図書館分室といいますのか、それについてお伺いしたいと、このように思います。

土日祝日は営業をされておるのでしょうか、これは中央公民館にしる、加悦地域公民館にしる、部屋を使われるとか、申し込みがあるわけなんだろうけども、図書室もあわせて、どのように運営されているのか、お伺いいたします。

それから、商工観光課長にお伺いしますが、わーくぱる、その土日祝日の営業といいますのか、開館についてもお伺いいたします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 教育委員会へのご質問にお答えします。図書館につきましては、知遊館に併設されております図書館、そして、野田川地域公民館に持っています図書室分室、それから、加悦地域公民館に持っています分室、それぞれ週1回、休んでおるわけでございますけれど、1館2室が同時に全部閉館、閉室ということは、利用者のために避けております。したがって、必ず三つの施設、どこかが常時、開館、開室している、そうした体制をとっているところですので。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） わかりました。終わります。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） わーくぱるの勤労者総合福祉センターでございますけれども、月曜日が休館の基本になっております。月曜日が祝日、祭日等でございますと翌日を休館日ということで対応させていただきます。

3 番（有吉 正） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

8 番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、一般会計の決算の質問をさせていただきます。まず、初めに監査委員さんのほうから、いろいろ総括をいただいております、その中でいろいろ書いてございますけれども、本年度の決算につきましては、住民要望に応え、将来の財政運営も考慮したきめ細かな光をそそぐものが多かったと評価する。また、総合的には事務事業全般にわたって適切かつ効率的に行われ、また、その成果を上げるよう努力する跡が見えて良好であったと、なお、特に大きな指摘すべき事項はなかったとございます。

私も決算をずっと見させていただきまして、そういうふうに認識しております。そこで今回は、各所管が行いました事業について、その内容をお聞きしたいというふうに思います。内容を聞いて終わることがあるかもわかりませんが、そのあたり了解していただきまして、質問をさせていただきます。

決算参考資料に沿って質問をさせていただきます。まず、初めに131ページの保育所事業に関してでございます。23年度、児童数560名で保育所の管理運営を行っていただきました。その中で23年3月に、これは厚生労働省のほうからですが、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインというのが発表されました。このアレルギー対策につきましては、私も一般質問で、小学校ですが、させていただいた経過がございます。そこで、このガイドラインができて、保育園で、どのような対応がなされたのか、やはり全職員の共通認識、それから、保護者との連携、こういったあたりが非常に重要になるとは思いますけれども、このあたりの対応について伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問のアレルギー対策等の関係でございます。本当に近年はアトピーとか、いろんな薬物の過敏症の方とかいったことで、大変、保育をする上でも大変なお子さんがたくさんございます。そういった方等についての対策といたしましては、今までから除去食、例えば食べるもののアレルギーがあったような場合については除去食なんかは、きちんとさせていただいておりますし、やはりそういったことで一番心配なのは、例えば同じようなものを除去食と、そうでない人と一緒に食べるわけなんですけど、ぼろっと落ちたような場合については、子供さんのことなんで拾って食べるということで、アレルギー物質に反応する方が、一般の方が落とされたものを食べたら、もうこれでショックを起こすというようなことがありますので、そういった除去食対策はしっかりしておりますし、また、給食なんか、食事、おやつを食べるときについては、職員が、そういった方に手厚く対応して、そういったショックが起らないような対応しております。

また、ご質問の職員対応につきましては、全職員が共通認識をして、そういったアレルギー対策等については、きちんと勉強しておりますし、また、これ正職員以外の臨時職員の方もたくさんおいでますので、そういった方も含めて、そういった指導なり勉強はしているということでございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、これは今年度になろうかと思えますけども、9月末に、この保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの周知用DVDというのが、全国の市町村に送られたというふうに向っておるわけですが、このあたりの対応についても伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご質問のDVD対策等についてなんですが、これは担当者のほうが対応しているというように思います。私はちょっと認識しておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 担当課が違うということですかね、今の答弁は。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） DVDにつきましては、担当としては保育所なんで福祉課が担当をしておりますけれども、そういったところについては、その係等できちんと整理をしております、大変申しわけないですけども、私自身、そういったDVDが来ていることについては、認識しておりません。大変申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 次に134ページにございます、不妊治療助成交付金事業でございます。ここに実人数17名、延べ20人と書いてあります。そこで、この中で治療を受けられて実際に妊娠された方、ご懐妊された方というのは何人ぐらいおられるのか、実績について伺いたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。134ページの下段にございます不妊治療の助成交付金事業でございます。これにつきましては23年度実績としまして、実人員17人の方に助成金を交付しております。その中でお尋ねの妊娠された方という人数でございますが、5名ということで承知しております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この不妊治療と、少し関連になるわけですが、今、不育症というのが非常に話題になっておまして、これは妊娠はするんですけども、なかなか子供が育たない、2回以上流産すると不育症であるというふうに言われておまして、これが今のところ各自自治体でも、いろいろと助成制度が始まっております。今、国ほうでも注射のほうは保険適用になっておりますけども、こういった不育症ですね、このあたり、不育症、ご存じないですかね。育たない病気なんですけども、このあたりの実態把握といいますか、このあたりされておるのか。また、周知されておるのか、伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。不育症と言われまして、ちょっと専門的な用語で私自身、どういうことなのかということは承知してないんですが、現在、未熟児対策といいますか、そういったことについては京都府の事務で行われておまして、それが権限委譲で来年度から市町村におりてくるというふうなことから、保健師の中で、そういった対応についてしっかりとケアしていくということになっておりますので、現在のところは、そういう動きであるということ

で答弁にかえさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この問題、また、別の機会にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次にいきまして136ページでございます。子宮頸がん予防ワクチンの実績と人数、あるいは延べ人数等、載っておりますけれども、これ23年度に始まりまして、23年度、接種率を、まず最初に伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 子宮頸がんワクチン等接種事業について接種率のお尋ねでございます。この事業につきましては、平成23年1月31日からスタートいたしまして、22年度につきましては、実質2カ月というふうなことから期間が短かった状態でございます。23年度におきましては、丸1年間実施させていただいたということでございまして、事業費も大幅に伸びているということでございますが、接種率につきましては子宮頸がんワクチンにおきましては55.8%、ヒブワクチンについては25.7%、肺炎球菌ワクチンにつきましては27.8%でございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 接種率が55.8%と、全国的にも70%弱というふうに伺っております。約100万人の方が、まだ、受けておられないというふうに伺っておりまして、来年度も継続して国のほうではあるような話も伺っております。そこで、このワクチンと診断で、ほぼ100%は予防できるというふうに言われておりますので、このあたり今後、今55.8%と、低うございますので、このあたり、こういった対策をとられるのか、伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。この子宮頸がんワクチンにつきましては、現在、国で協議されておりまして、25年度から定期化されるというふうにお聞きしております。したがって、法に基づく接種ということでございます。現在、任意ということで取り組みにつきましては、対象の方には個別通知もさせていただいておりますが、ご自身の、また、保護者のご判断によって、このような接種率になっているということですが、引き続き個別通知、あるいはPRも重ねて行いまして、皆さんに受けていただけるように啓発はしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、次に移ります、149ページのリフレ加悦の里管理運営事業、これは担当課長に伺いたいと思います。

23年度の10月でしたか、オープンされまして、23年度、1年ないわけですが、そこでまず、現状、把握されております現状を伺いたいと思います。といいますのは、旧加悦、旧リフレの里の件もございまして、やはり行政としてもしっかり連携をとりながらやっていくべきだというふうに思っておりますので、まず、状況を伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。まず、決算の参考資料の94ページを見ていただきたいというふうに思います。このページにつきましては、指定管理施設の状況が出ておりますが、この94ページにはちょうど10月1日に施設がオープンしまして、3月31日までの6カ月間の内

容、経営状況を載せさせていただいておるということでございます。それで、その内容ですが、この一番下を見ていただきますと、1,090万円ほどの赤字が出ておるということで、半年の決算で1,000万円の赤字が出ておるということです。その内容につきましては、一応、半年の目標としておりました利用人数は、大体3万6,000人程度を目標にしておりまして、この3万5,122人という利用人数から見ますと、大体97%ほどの利用人数はあるというふうになっております。

ただ、これを部門別に見ていただきますと、レストランが185%、それから、ホテルが94%、宿泊ですね、それから、浴場が49%という状況になっておりまして、この赤字の要因につきましては、当初の目標としておりました見込みから見れば、入浴が半分以下になっておるということと、経費の面では、やはり開業当初の経費が思った以上にいったということが、この1,000万円の赤字の原因になっておるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） それから、事業内容の中から質問をさせていただきます。与謝野町を中心に生産される農産物等を活用してとございますけれども、このあたりの活用状況を伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。農産物の活用につきましては、基本的には施設内のレストランの食材に使っているということで、その地元で調達できる食材については、全て地元産を使わせていただいておりますということで、毎日、リフレに行っておりますと、レストランの前に地元の食材は何を、どういうものを使っているかということで表示をさせていただいておりますので、全てが全てではないですが、地元産を使わせていただいております。それで地元で調達できない部分につきましては、丹後産を使っていくという方向でレストランの食材を中心に調達をさせていただいております。その食材の調達方法につきましては、当初は地元の農家に個別に発注をしておりましたが、とても事務が煩雑だということで、最近ではオープンしました前の農産物の直売所、森のレストランの中から、そのレストランで使う食材を毎日、入れておるということでございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、最後に、これは先ほどの入浴の関係もあるのかもわかりませんが、事業内容の中に都市住民との交流の促進やというくだりがございますけれども、このあたり都市住民との交流の状況といいますか、実態といいますか、このあたりを伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。一つには宿泊部門につきましては、この夏の夏休みを目指して京都市内の大学のサークルとか、そういうところで大江山の運動公園等の利用も含めてチラシをリフレのほうでつくって、全て配布をして、そういう交流を図っていくという、そういう努力をされております。

それから、もう1点は、この間、年間6回だと思いますが、ハーブの先生をお招きをしまして、その中でハーブの料理教室だとか、リースづくりだとか、そういう講座を、この間、定期的にやっております。そういった取り組みに参加を、都会のほうからさせていただいておりますということもございます。また、来年に向けて、その辺については、さらに、そういう交流事業がふえるよ

うな形で事業展開ができないかというあたりについて、現在、リフレのほうでも研究をされているということでございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 続きまして、155ページ、商工観光課になりますけども、11番の企業立地推進事業というのがございまして、この中の事業内容の中で情報交換や情報収集と情報発信に努めた、この内容を伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。この企業立地推進事業につきましては、京都府の市町村で組織をします企業誘致推進連絡協議会がございまして、そういった団体等との情報交流、情報交換等を行っているところでございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 私がお聞きしたかったのは、その情報交換の内容とか、情報収集の内容、情報発信の内容について伺いたいわけですけども、よろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 細かいところの事業といたしましては、この連絡協議会のごぞいませ際に町内の、町で打ち出しておりますと申しますか、町内の中ではオーダーメイド方式というような格好で企業側のご要望にお応えできるような町としての対応ですとか、条件が合います物件等を精査と申しますか、その情報に合いました内容で企業の誘致がいただけるかどうかというような部分での情報交換をさせていただいております。また、問い合わせ等がございましたら町内の情報等につきましてを発信と申しますか、提供をさせていただいておりますというような状況でございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） すみません。そしたら、この連絡協議会の中で、そういったことをされたということでもよろしいでしょうか。例えば、その情報発信にいたしましても、こういった媒体を使って、こういった内容でされたのか、こういった中が知りたかったわけですけども、このあたりについてはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 協議会の中でも、交流はさせていただいたり、情報交換をさせていただいておりますけれども、任意ではほかの企業との、誘致企業さんとの交流と申しますか、情報交換等も行いながら情報発信というような格好で行わせていただいております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ちょっと具体的にわからないんですけども、町長の方針にあります今ある企業を元気にというのもよくわかることですが、これと並行してですね、やはり今、非常に仕事場がないという、この議会でも多くの議員が質問をされておりますし、こういった企業誘致も積極的に推進していただきたいなというふうに思います。

そこで、これは条例になるわけですが、ちょっと確認を1点させていただきたいんですけども、与謝野町企業誘致条例というのがございます。よろしいですかね。この中で第8条、あるいは第6条ですかね、便宜の供与というのがございまして、その1に事業所等の用地の取得及び

造成（規模の拡張等による場合を含む）というのがございまして、ここで1点確認させていただきたいんですけども、これは今ある企業さんが、例えば地続きの土地に新たな用地を取得して拡張する場合、こういったときに優遇措置と申しますのか、これが受けられるのかどうか、ちょっと細かい内容ですけども、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） その点につきましては、後ほど調べまして答弁させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 後ほどということで、よろしく申し上げます。このあたりちょっと相談を受けておりました、これが地続きではだめだったようなことを聞いておりました、なぜかなと思ったので質問をさせていただきました。

それでは、最後になりますけども、156ページの織物技能訓練センターの管理運営事業でございます。備品購入費が上がっておるわけですけども、一般管理費と、そこで事業内容の中で後継者の確保、育成を行ったとございます。このあたり後継者の確保をどれぐらいできたのか、また、育成がどの程度、進んだのか、内容について伺いたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 織物技能訓練センターの部分でございます。ここで上げております備品購入費につきましては、現在、織物技能訓練センターに手機を設置しております、この手機のご要望がございまして、1台を追加購入させていただいたものでございます。力織機もございまして、手機講習会、力織機の講習等も行っております。ただ、人数の部分につきましては育成という形で何人という形では申し上げられませんが、講習会等を行わせていただいております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） なかなか人数を把握するのは難しいとは思いますが、やはり事業内容でこうしてうたっているわけですし、このあたりしっかり把握していただきたいというふうに思います。また、それに向けて目標等も設置して、これだけ進んだと、これだけ事業が役立ったというふうな形で、目に見える形で報告していただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 申しわけございません。23年度の実績という格好でございます。これにつきましては、染織棟ですとか、手機、力織機というような格好で集計をとらせていただいております、染織棟の利用につきましては、延べ401名、そして、手機棟の使用につきましては、年間延べ630名、そして、力織機につきましては、年間延べ81名のご利用をいただいております。そこで新しくとか加入されて人材育成になったという部分では、少し申し上げにくいところがございます。それぞれ講習を行っていただいておりますので、その中で人材が、ある程度の育成はできておると思いますが、細かい数字を把握しておりません。申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 以上で終わります。

次に、質疑はございませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、皆さん、遠慮しておられるようなので、決算の税の徴収率等について質問をさせていただきたいというふうに思いますが、まず、最初に議長に了解しておいてほしいんですが、特別会計がたくさんあります。徴収率というのは、全てにかかわってきますし、一般会計から特別会計への繰出金が全部ありますので、その分の関連を含めて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、参考資料の40ページに未収入調書、それから、不納欠損という格好であります。不納欠損が、合計しますと3,233万円ぐらいあるんですか、かなり大きな数字です。これが毎年、上がってくるわけですが、税務課長のほうで、もしわかればお答え願いたいのは、新しい町になった平成18年から6年間になるわけですね。6年間で、この3,300万円を合わせて不納欠損が大体幾らになったか、わかれば願いをいたします。

議長（赤松孝一） それは一般会計の税の分だけですか、井田議員。

全部ですか、一般会計。

13番（井田義之） 全部の不納欠損です。

議長（赤松孝一） いわゆる使用料も含めて。

13番（井田義之） 使用料も含めて。

議長（赤松孝一） いうことは税務課長だけじゃないですね。

13番（井田義之） 税務だけでいいです。

議長（赤松孝一） 税務だけですか。税務だけだそうです。

植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 井田議員の不納欠損のご質問にお答えしたいというふうに思います。新町になってからの不納欠損の推移ということで、お願いします。町税と国保税ということになります。

18年度につきましては不納欠損、両方合わせまして612万7,000円、それから19年度が1,063万3,000円、20年度が509万1,000円、21年度が585万5,000円、22年度が4,238万円、ことし23年度の決算でいきますと3,163万6,000円というふうな推移をしております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ほかの数字は、私、結構やと言うたんですけども、ほかの数字を合わせると恐らく1億円ぐらいの不納欠損が18年からこっち出ているというふうに、私は思っております。そこで、その不納欠損の1億円、ことしの23年度の収入、法人税が1億円、調定額で1億400万円ですか、この分が、もう6年間の中で不納欠損で落ちておるんですね。いかに不納欠損が大きいかということ、まず、申し上げておきたいというふうに思いますが、この数字で副町長が、まずどうお感じられるのか、この決算書を見ながら、その点をまず、お尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問にお答えしたいと思います。資料の40ページにとりあえず税の関係だけですが、不納欠損額が上がっております。先ほど議員も言われましたように、法人の調定

額に匹敵するようなこの間の不納欠損額があるというご指摘でございます。確かに税につきましては、貴重な自主財源の根幹をなすものであります。それぞれ執行停止後3年をたったり、あるいは5年間の消滅時効なんかで事情があったにせよ、非常に大きな金額だというふうに認識をいたしております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ここに監査委員さんの審査の意見書を、私、見せていただいております。監査委員さんの審査の意見書というのは、町内の中でも大変重要な位置づけにある部分だと、これに対してはしっかりと行政として対応していくというのが基本だろうというふうに思っておりますが、この意見書を見せていただきますと、不納欠損のことも一部書いてありますけれども、徴収率が悪いというのが、例えば、4ページには町税、それから、その他の使用料等、保育料等、入っております。6ページには簡水、7ページには下水道、8ページには介護保険、国民健康保険、9ページには後期高齢者、全ての会計において、また、使用料等において徴収率のアップに努められたいということで監査委員さん、指摘しておられます。

この件については、先ほど言いましたように全体にわたって皆さんの答弁を求めたいというふうに思いますが、その前に税務課長にお尋ねをいたします。この意見書の中で、代表監査委員さん、糸井監査委員さんの共同作で、地方税機構と歩調を合わせながら、しっかりとアップに努めていただきたいということを優しく書かれております。だけど、私が心配して、今、質問をいたしますのは、地方税機構ができて、未収が残ったら、地方税機構のほうでやってもらえると、徴収率については安易な考え方が、その以前の、現年度の徴収率について安易な考え方が出ていないか、これは与謝野町に限らず京都府下の町村において、そういう状態がありはしないかということ、私は危惧をいたしております。

それにあわせて地方税機構に回す金額によって、与謝野町の負担金が決まってくるね、これは税務課長、よくご存じで、ということは、うちの負担金がふえるということは、税機構に回すものがふえておるということですね。そういうことを踏まえながら税務課として、例えば、23年度の税徴収に対して、どういう努力をされたのか、また、税機構に対して、回さないための努力、どのようなことをされたのか、お願いをいたします。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 井田議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。まず、23年度の現年の徴収努力ということでございます。ご存じのように、現年でも督促状が出ましたら税機構のほうに移管がされます。それまでの部分で税務課のほうで努力というふうなことになるかというふうに思っております。これにつきましては特に納税しやすい環境というところで思っております。月末になりますと、納期が順番に、固定資産とか住民税とかできます。その月末になりましたら夜ですね、月末の基本的には三日間、夜8時まで税務課のほうで延長して納税を受け取っております。これらを実施させていただいております。これの広報につきましても、広報誌のお知らせ版等に毎月、お知らせをさせていただいております。

その実績としまして、委員会のほうで資料のほうを配付させていただいております。決算の審査資料ということで、7ページのところで夜間窓口納税の資料をつけさせていただいております。23年度につきましては、年間で33日間、夜8時まで延長しております。合計で

156万8,000円受け取っております。これにつきましては税のみならず、上下水道料とか有線テレビ、保育料なども含めて受け取っておりますけれども、23年度は156万8,000円ということで、その前の22年度も行っておりますけれども、22年度が66万3,000円ということで、23年度は周知もさせていただいて、金額的には倍以上を夜間納税窓口で受け取っておるといふふうなことでございます。

それから、税機構のほうに、もう1点のほうの行かない努力をということでございますけれども、これにつきましては行かない努力というところについては特段、実施している案件はございません。ただ、税機構に送っていったからでは、滞納者の方の、税機構が行われる調査等には積極的な協力をさせていただいております、申告状況とか家族状況とかというのは、連絡をさせてもらっておるといふところでございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ちょっと再度、確認というのか、もう一度、質問をするんですけれども、税の対策、以前はね、税とか、いろんな使用料、徴収のための全体の中で、税務課だけやなしに、全体の中で特別の日を設けたり、いろんなことで対策をとっておられましたわね。今、答弁された中で、そういうことも含めた答弁だったのかどうか、ちょっと私もはっきりわからなかったんで、そういう特別徴収班みたいなものもされながら、税務課だけやなしにですよ、やられておるのかどうか、その辺、再度、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 井田議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。税機構ができるまでに特別徴収対策ということで、従前、係長以上の職員にお願いしまして、年末とか年度末とか出納閉鎖の期間に徴収を行ってございました。税機構ができましてからは、今の申しましたような特別対策、班を編制して徴収しているということはやっております。これについては税機構に徴収をお願いしておりますので、納税者の方にとって窓口が二つになって、いうたら役場が言うておることと、税機構が言うておることが違うというようなことになったらまずいということがありますので、税機構ができた以降は、その特別徴収対策というのは、今まではやってきておりません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 確かに窓口が二つというのは、町民の方々にとってもわかりにくい部分もあるので、その辺のところはうまいこと調整をしながらやっていただかなければならないと思うんですが、そこで、あと質問いたしますのは、今回、この監査委員さんの意見書の中にもあるわけですが、徴収率のアップした部分もあるということで、いい方向の意見も出ております。そこで、いわゆる個々の徴収率が上がった、特に古い部分についての徴収率が上がったという部分で、今回の徴収率を上げるというのか、税機構から入れていただいた分で何%ぐらい上がっておるか、その点について、もう細かい数字はよろしいので、大体の数字でお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 井田議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。税機構の分の徴収率ということでございます。本町から税機構のほうにお願いしております分につきましては23年度で5億5,000万円。

1 3 番（井田義之） 税機構から入ってきたことにおいて、与謝野町の全体の徴収率が何%アップしたのか、税機構の書類についてはいただいておりますので、税機構は何%、集金してくれたというんやなしに、与謝野町の税収が何ぼ上がったと、徴収率が何ぼ上がったというのはわかりませんか。

税務課長（植田弘志） 今回、徴収率が93.1%、全体で。

1 3 番（井田義之） そのうちの何%ぐらいを税機構で補えたか。

税務課長（植田弘志） 前年度に比べたら1ポイント上がっておるんですけども、税機構のおかげで何%上がっておるとい分析はできておりません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私が今、お聞きしたのは、結局、税機構に対する負担金があるわけですね。人員の派遣もあつたり。その負担金を何ぼ払っておると、結局、何ぼ収入が入ってきたと、税機構で何ぼ集金してくれたと、うちの税収が何ぼ上がったという費用対効果の問題は、やっぱり常にチェックを入れておくべきではないかなということ質問をいたしました。

それから、あと次、いわゆる税機構に出向もされましたわね、税機構のやり方というのが大分、落ちついてきましたね、最初の間はなかなか、ばたばただったろうと思うんですけども、そういうことで税機構に出向することにおいて、与謝野町の徴収対策、これで、いわゆるその職員を派遣したことにおいて効果が出ておるのか、出ておらないのか、その点については、どういうように見ておられますか。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 職員を税機構に派遣したことによる効果ということで、お答えさせていただきたいというふうに思います。派遣させていただいて、現在22年たって3年目に入りました。1名、入れかわりで戻ってきております。この職員につきましては、税務課に戻ってきておるわけではございませんけれども、保険税のほうで担当をさせていただいております、税機構のほうで徴収業務を携わっておることにつきまして保険税のほうで、その能力を発揮してもらっているかなというふうに思っております。

それと今、先ほど言いました特別徴収対策の関係でございますけれども、税機構ができてから、活動といいましょうか、特別徴収班等の編成しての活動をしておりませんが、監査委員さんの今回のご指摘もございまして、現在、1回目の会議をもちまして税外収入の徴収を何とかしていこうというふうなことで今、動きかけております。その中で、次回、以降の会議で、その税機構のほうで徴収を担当しておりました職員が戻ってきましたので、その知識を税外収入を担当しております職員に伝えるということで勉強会を、今、お願いして段取りしておる最中でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 昼までの時間が大分うなってきましたので、個々の質問に入っていきたいと思っております。監査委員さんからの意見書については、皆、課長さん方は持っておられると思っております。まず、簡易水道、使用料の徴収について担当課において給水停止措置を含めて努力しており評価できる。ただ、滞納者が年々ふえ、収入未済額が増加する傾向が続いており、これを打開する方策が見当たらないものかということで監査委員さん、指摘しておられます。これがお手元に来て

から大分時間がたつておると思います。まず、水道課長から監査委員さんの指摘に対して、今後、
どういう取り組みをやろうとされておるのか、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 井田議員のご質問にお答えいたします。今、ご案内がありましたように、監査委員さんのほうから滞納者が年々ふえてきており収入未済額が増加する傾向が続いておると、これに対する打開策ということをお求めになられております。私のほうとしましても、この傾向については危惧しております、どういった方法があるかについて今現在、考えておるところでございまして、ちょっと今時点でどうするというような答えまでには至っておりません。申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 水道課においては給水停止やとか、監査委員さんも言われておりましたように、
いろんな方法がある。大変簡単にはできない部分もあろうと思います。難しいと思うんですけども、
考えるというよりも、何か行動に移せるような方法を考えていただけたらありがたいなというふう
に思います。

次に、下水道特別会計、これも監査委員さんの指摘の中で徴収率は、特環の滞納分を除いて全
てダウンしておるということで厳しい、これは指摘が出ております。それから、公共は現年度分
が96.4%、滞納分が0.3%、特環は現年度分が88.8%、滞納分が3.3%と。いずれ
も例年のごとく低い、使用料とあわせて一層の徴収努力をはらわれたいという指摘が出てお
ります。あと、ほかの指摘もありますけれども、とりあえず私は税についてのみの指摘、下水道課長、
どういう方策を協議されておるのか、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。監査委員さんからのご指摘に対しましては、大変重く受
けております。これはどこの課長も一緒だと思いますけども、大変重く受けておられて、今年度、
そのようなご指摘を受けまして、それに対しまして、返答もできなかったのが現状でござい
ます。したがって、先ほど税務課長のほうが答弁がありましたように、全庁的に、その対策につ
いて、今、動き始めておりますので、下水道課といたしましても、その中に参画いたしまして、
何とか徴収率をアップしていく方策を今後、煮詰めていきたいと、下水道課といたしましては、
数々たくさんの課題はございますけれども、この収納率対策、これにつきましては最大の課題と
捉えておりますので、全課挙げて対応に努めていきたいという意思表示だけになりますけれども、
そういった考えで現在のところはおります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 大変難しいでしょうけれども、来年が、やっぱり少しでも上がるように大体、ま
た後で副町長に聞くことになろうと思いますけれども、とりあえず、この程度でおいておきます。

次は、介護保険特別会計、もう内容は読みません。佐賀課長、よろしくお願ひいたします。特
に、これは2年間という厳しい条件がありますので、ここでも監査委員さん書いておられます、
大事なところを。もう2年間が過ぎるまでにアクションを起こせということが書いてあります。
よろしくその点もお願ひいたします。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま質問いただきましたように、介護保険については料ということで、ございましたように2年間の時効がございます。そういったことで2年間たてば、これは、納期限から2年間たてば、これは払おうと思っても払うことができません。そのかわりにペナルティーといたしましょうか、それが払えないかわりにはサービスを利用するときに、本来、介護保険のサービスというのは1割負担でサービスを受けられますけれども、そのサービスが、その支払われなかった期間に応じて3割負担となるようなことになっております。

そういったことがございますので、これは町のほうの財政的なことについての収入確保ということは大事なんですけども、払わなかった、また、払えなかったことによってサービスを受けられるときに不利益をこうむることがございますので、そのあたりは十分滞納整理のときに説明をさせていただいて、2年間の、この期限が過ぎる以内に払っていただかなければサービスを受けられるときに若干の不利益が生じますよということの説明をしながら行っております。介護保険につきましては、税機構のほうにお任せをせずに福祉課独自で徴収をしております、福祉課の中で、当然、盆前でありますとか、年末、年度末、出納閉鎖期間、第4回ぐらいを重点期間ということを設けて、職員が行っておりますし、また、平素も担当の、徴収担当を決めて徴収に回っておって、月に、月々、誓約書といたしましょうか、そういったことを受けまして、きちんと払ってもらうような手段を福祉が挙げてやっております。そういったことで何回も申し上げますけれども、財政の収入の確保とあわせて、また、ひいては利用されるときの利用者の便宜を図るといふ二本立てでご理解を賜りたいというように思っておりますし、福祉課のほうも、そういった心意気で徴収のほうに頑張っていきたいというように思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 特に介護保険については、今、課長、言われたように2年間という制約があります。ただ、率、今回の不納欠損でも69万4,000円、率にすると結構ウエートが高い、2年という制約があるから仕方ないというものの、そういう中でいろいろ大変でしょうけれども、頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に、国保と後期高齢者、あわせて保健課長に、お願いいたします。特に国保については今回、この2,200万円という、すごい不納欠損ですね、これの対策、よろしくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国民健康保険につきまして、答弁させていただきます。国保税につきましても税機構に移管しております、先ほど税務課長が答弁させていただいたとおりでございますが、収納率で若干報告させていただきますと、現年分におきまして22年度、23年度の収納率が0.73のマイナスということでございます。それから滞納繰越分につきましては、22年度、23年度を比較しまして、プラスの2.56%アップしているという状況でございます。

それで保健課といたしましても、新たな滞納者をふやさないというふうなスタンスから現年度分について新規の滞納者といいますか、未納者といいますか、何かの都合で納期を過ぎられて忘れられておるといふ方もいらっしゃると思いますので、たまらないように早目に納付勧奨といいますか、納税をお忘れではないですかというふうな形での取り組みもさせていただいております。それと税機構から派遣から、1名保健課に配属されまして、国保の担当をしておりますが、税機構との連絡、連携を、これまで以上に細かくとっております、それについて先ほどもありました二重

窓口というふうなこともありましたので、そういったそごがないように努めております。それで短期証を発行のときにおきましても、税機構への連絡をとっていただくように要請した上で短期証の発行をしたりとか、そういった形で、できるだけ滞納者の方に接触しながら納付の勧奨に努めているというふうな状況でございます。

それから、不納欠損の2, 100万円のお話もございましたが、税務課のほうで担当していただいておりますので、詳細は税務課長のほうでお願いしたいと思います。

それから、後期高齢者でございますが、これにつきましては保健課のほうで収納を担当させていただいておるわけなんです。22年度、23年度の普通徴収の収納率を比較してみますと、22年度が97.6%、23年度が98.97%ということで1%以上のアップというふうになっております。しかしながら、少額でありましても滞納繰越分として累積されたものが滞納額として残っているのは事実でございますので、保健課、担当が2人おるんですが、課を挙げて滞納者の方にアプローチをしていると、今後も継続していくということでございます。以上でございます。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 国保の不納欠損の金額が今年度2, 190万8, 000円、やむを得ずさせていただいております。22年度に比べまして333万4, 000円ということで約18ポイントアップしております。これにつきましては、多額の国保を持っておられる方がおられて、上位の方といいましょうか、上位3名でちょうど300万円を超えるぐらい国保、その3名の方で欠損させていただいております。この方々につきましては死亡されて相続放棄をされている場合と、それから、行方不明の方ということで、今回、やむを得ず、高額の国保の滞納を持っておられる方がいらっしゃったので増加しておるということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今、それぞれの課長さんにお尋ねいたしました。もうこれは今の答弁は監査の意見書に対する決意でもあろうと思っておりますので、ぜひとも、監査委員さんのほうの指摘もあわせてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あと保育とか住宅とか聞きたかったんですけども、時間がありませんので、今回はおきます。副町長にお尋ねいたします。結局、今、いろいろと100%を目指して皆さん、頑張っていくというような決意表明もあるわけですけども、決算の我々の審査については、次の予算のための一つのステップでもあろうというふうに思っておりますし、いつも言うておるんですけども、やっぱり100%の収納率を目指して頑張ってくださいというのが基本だろうと思うんです。やっぱり収入が入ってこない数字が合わなくなるとかというようなことは、次の問題として、やはり予算については、もう少ししっかりと数字を上げて予算組みをしていただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど1億に何々とする不納欠損があって、非常に大きな金額という認識を示させていただきました。未収の問題につきましては、毎月の月例監査の中でも監査委員さんから厳しくご指摘、ご指導をいただいております。毎月、前月からの未収金の状況を報告させていただいておるんですが、なかなか、その改善の兆しが見えないということで厳しく指導をいただい

おります。今回の決算の審査意見書の最後にも書いていただいていますように、税については地方税機構に移管されるシステムになったけれども、税外、先ほど来、担当課長がお答えしていますような税外の収入金については、それぞれ関係課が徴収するというので、なかなか数字が上がってないと、先ほど税務課長が少し申し上げましたけど、そんな中で従来は、税に限ってでありましたけども、年末、年度末なんかには係長以上で特別徴収班を組んで税の関係で徴収に回っておりました。しかし、税は地方税機構に移管したということで、税外について、じゃあどうするかということで、税やとか公共料金の特別対策本部の設置要綱もありますので、それを生かす形で税外収入について総合的にどうするかということ、税務課長と会計室長が中心になってくまして、今、各課横断的に検討を進めております。とは申しまして、例えば介護保険の時効は2年、税の時効は5年ということで、時効そのものについても長短がある、あるいは滞納処分をみずからできる、いわゆる税金のように自力執行権があるもの、ないもの、いろいろ課題、問題はあるんですけども、全庁的に横断的に税外収入を確保していくための、今、体制を検討をしております。

例えば、京丹後市のように、こういった税外収入について一体的に管理徴収するセッションが与謝野町の場合にはありませんので、各課の職員が横断的にかかわらざるを得ないという問題があるんですが、先ほど申し上げましたように、そういった困難な条件はありますけども、頑張っ取り組んでいきたいということで、今、準備を進めております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） いろいろな方策等、苦慮されておるとは思うんですけども、基本的には現年度の徴収が基本なんです。もう当然、滞納になっていくと払うほうも払えんようになるし、集金に行くほうもなかなかいただけないと、現年度の徴収をいかに上げるか、そうするという事は、やっぱり現年度の目標をしっかりと高く置いて、それに向かって全職員が一丸となって頑張るということをしなければ、私は、この問題はなかなか前向きには解決しないのではないかなというふうに思いますので、予算計上をしっかりとされたらどうですかということをお願いしました。

それから、あと1点、前に太田町長にも、私、申し上げたんですが、私は税の、払えるのに払わない人には徹底的にやっぱり集金がしてほしいと、だけど、どうしても払えない人があるわけですね、というのは、私が簡単に思うのは去年は結構な所得があったけれども、ことしは病気をしたとか、事故があったとか、亡くなったとか、もう払える状態ではないという状態が起きていく家庭もあるわけですね。そういうのを町の特例を設けて、不納欠損にせず、もう最初から落とすこともできないんでしょうかというのは不納欠損で1億円落とすというのと、例えば、そのうちの3,000万円でも、そういう福祉のために使うということであれば、私は、その3,000万円が生きてくると、1億円不納欠損で落として、町民の方々に何だと言われるよりも、私はいいいんじゃないかなというふうに、太田町長にも、そのことは前に、この席で言いました。やっぱりそういう方法も一つ、今の、こういう時代ですので、しっかりと考えながら検討していく必要があれへんかなと、ただ、甘くしたら困るので、それはやっぱり庁舎内だけやなしに、やっぱりいろんな方と相談をしながら実施をしていただけることを希望しまして、私の質問を、答弁求めます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 現在の地方税法の中でも不納欠損、即時消滅という規定は確かにあります。しかしながら、今、例えばということで議員がおっしゃいましたように、一昨年以前は景気がよかったけれども、去年は非常に景気が悪くて、ことし払えないというような場合は、即時消滅には該当しないと思います。やはり5年間、税の場合は時効がありますので、その間に、また、景気を盛り返していただいて払っていただけることも考えられますので、その場合は難しいかなと思いますけれども、いずれにしても、一括納付が困難な場合には相談をいただきましたら、分割納付、あるいは徴収猶予という制度もありますので、まずは、そういう状況があったら申し出ていただきたい、相談をしていただきたいというふうに思います。

それから、税務課長が申しあげましたように、例えば毎月、夜間納税窓口も開設いたしております。なかなか昼間、連絡がとりにくい、役場に行きにくい方については、そういったときを利用してご相談いただくことも必要なと思いますし、あとこれは手数料は絡むんですが、最近では与謝野町の中にもコンビニがふえてまいりました。コンビニの場合は夜間納税、いつでも受け付けていただけますので、京都府をはじめ近隣の市や町の中でもコンビニ納税、コンビニ納付ができる制度を活用して創設をされて、徴収率を大幅に向上された市町村がございます。ほかの金融機関にお世話になる以上にコンビニの場合は、手数料が高いという問題と、あとバーコードで読み取る、その納付書でしか払い込みができないと、言いかえますと、あまり古い納付書については、そのバーコードが使えないという問題があったりするんですけども、そういった払いやすい環境を整備することも大事なことだというふうに認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 副町長、いろいろなノウハウを持っておられたり、また、情報もつかんでおられるので、その相談窓口も結構ですけれども、先ほど言った、一歩進んだ対応も協議していただいたらありがたいなということをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） それでは、13時30分まででよろしいでしょうか。10分超過しますけれども。それでは、13時40分まで休憩をとらせていただきます。

（休憩 午後12時10分）

（再開 午後 1時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

午前中の、まず、浪江議員の質疑に対しまして商工観光課長より報告がございます。

長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 貴重なお時間を申しわけございません。午前中の浪江議員からのご質問の中で企業誘致条例に係ります土地の取得についてのご質問でございました。浪江議員のご質問の中では今、業を営んでおられる方が隣の土地をとということで、その土地の取得についてということでございましたので、この企業誘致条例につきましては、新たに他市町から与謝野町に来られた場合についての誘致条例でございますので、その部分では該当しないということでございますけれども、隣の土地を購入される、そういった事業拡大ですとか、それによります雇用が生まれますとか、そういう部分につきましては、支援制度もございましてご相談をいただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、企業立地にかかわりまして、京都府の市町村企業誘致推進協議会の部分で、私の答弁が

少し不十分でございました。この協議会につきましては京都府下の各市町が加盟をしております、その中で各市町の情報などを京都府の、この協議会がまとめまして、そこで首都圏への企業へのダイレクトメールの発送ですとか、企業訪問などで京都府下の情報を発信しております。また、京都府の協議会に寄せられました企業に係ります情報等を今度、加盟の府下の市町へ逆に流していただいているというようなどころでございます。また、新たな取り組みといたしましては、今年度、平成24年度で丹後地域の誘致体制の強化ということで舞鶴港を拠点といたしました丹後地域の誘致体制の強化の取り組みの施策も取り組まれてきております。以上、貴重な時間、申しわけございませんでした。

議長（赤松孝一） 次に、同じく午前中の質疑でありました、家城議員の質疑に対しまして、小池教育推進課長よりご報告いただきます。

小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 失礼いたします。朝の家城議員の教育長へのご質問の中で、全国学力学習状況調査の結果につきまして、説明が不十分でしたので、私のほうからお答えをさせていただきたいというように思います。

朝の状況では、まだ、この調査の報告が来ておりませんので、先ほど1時に私のほうに届きました。平成20年度の調査の結果ということで、ほやほやの結果でございます。まず、学力状況調査につきましては小学校で6年生、それから、中学校で3年生を対象に実施をされております。それから、この調査につきましては、基本的に指定校で実施されておまして、5年に一度だけ全数調査というんですか、全ての学校を対象にされるということとなっております。

小学校におきましては、国平均に対しまして指定校が山田小学校、三河内小学校、加悦小学校、与謝小学校と24年度はなっておりますが、その平均は理科を除く国語、算数におきましては、全て全国平均より高い数値となっております。

それから、個別に申し上げたほうがよろしいですか。一応、この指定校の平均を申し上げさせていただきますと国平均が国語で81.7%に対しまして86.2%ということになっております。国語のBにおきましては、国平均が55.8%に対しまして指定校が53.5%で、若干少なくなっております。国語のBにつきましては応用的な問題というふうに聞いております。活用ですか。それから算数のAにおきましては、国平均が73.5%に対しまして、指定校の平均が75.7%ということで高くなっております。それから、算数のBにおきましては、国平均が59.2%で、指定校が62%ということで高くなっております。理科におきましては、国平均が61.1%で、指定校の平均が60.1%ということで、おおむね国平均と同等ということでございます。それに比べまして中学校でございますけれども、中学校におきましては、全て残念ながら国平均よりも若干低いという数字となっております。国平均で国語のAが76.1%に対しまして、町の平均が74.1%、国語のBにおきましては、国平均が64.2%に対しまして、町の平均が62.7%、数学のAにおきましては、国平均が63.6%に対しまして、町の平均が60.8%、それから、数学のBにおきましては、国平均が51.1%に対しまして、町平均が45.7%、それから、理科におきましては国平均が52.1%で、町の平均が47%ということで、全てにおきまして全国平均よりか少ない数字になっておりますが、ご承知のように、こ

の数字につきましては年々、その学年によって相当の差異が出ておるようで、一概には申し上げられないというふうには思いますが、以上の結果であったことを報告させていただきます。どうも申しわけございませんでした。

議 長（赤松孝一） それでは、質疑はございませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、平成23年度の決算につきまして、質疑を行います。まず、決算資料の9ページで連結決算についてお尋ねいたします。最近はちょっと静かになりましたけれども、公立病院の赤字、あるいは第三セクターの赤字がマスコミ等々、話題になりました。そうしたことから連結決算を一般企業のように導入いたしまして、見る方にわかりやすく報告するという事になったというふうに思います。ここに出ています報告によりますと23年度は22年度に引き続き、赤字でないため本比率は算出されませんと、こう書いてあるわけですが、実態はどうなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。実態は、このとおりでございます。22年度に引き続きまして23年度も全ての会計において、赤字を生んでおりませんので、この連結実質赤字比率、これは算出されないということでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つの見方によりますと、指定管理者制度が導入されまして、この指定管理者制度の導入による各施設の決算が、報告、上がってくるわけですが、この取り使いが問題になってきているんじゃないかというふうに思います。例えば、その指定管理者制度の施設が借入金を起こしておったりする場合がありますね、こういう問題も出てきているんじゃないかというふうに思います。この点につきましてお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この決算参考資料の、例えば10ページを開いていただきまして、④の将来負担比率というものがございます。これも、いわゆる4指標と言われます健全化判断比率の一つになっているわけですが、この書いてございます内容を見ていただきますと、ここには第三セクターなどを含めた全体の実質的な負担を把握しようとする数値ということでございまして、ここで言うのは三セクを含む将来負担が財政を圧迫する可能性がどうかということを示す数値として、これが既に設けられておりまして、議員がご指摘の三セクを含めた財政に与える影響というのは、こういったところでチェックがなされるということであろうかと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） できるだけわかりやすい表示を、また、お願いしておきたいと思えます。

2点目につきまして、がらっと変わりまして午前中の質疑に加悦中学校の問題が出てこなかったというご指摘を町民の方から受けております。国会のように集中審議が、なぜできないんだというようなお話もあるんですけども、国会じゃありませんので、なかなかそういった審議はできませんけれども、170ページでございます、2,971万5,000円の決算額が加悦中学校関連で計上されているところでございます。町民の方からいろいろご指摘があったのは議会だよ

りができまして配布されまして、7月25日、勢旗議員のご指摘が7ページにありました。なぜこの追求をですね、勢旗議員が時間がなければ、次の議員が質疑に出ていって、追求をしないのかという、かなりのご指摘をいただいております。きょう今日になりましたけれども、お尋ねしておきたいというふうに思います。

そのときの答弁は、議員のご心配は当たらないというような答弁だったと思います。ところが大変なことになったわけでございますけれども、ここで問題は、受注が偏り過ぎているという質問の中で、教育次長は、私は知る範囲では耐震診断を旧町でやられた関係で、引き続きの業者ではないかと、これが意味が全くわからないと、勢旗議員のご指摘は8割が、その随意契約で特定の業者に仕事が行っているという質問に対して、こうした答弁では町民は理解できないというふうに聞いております。再度の答弁をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 質問にお答えいたします。ただいまの質問は6月定例会のときの質問だったと思います。一定の業者、設計業者というふうに思っておりますけれども、偏っているという、耐震の関係だと思えます。そのときに私が申し上げましたのは旧町のときに耐震診断を、この耐震のための実施設計を行います前段で耐震診断という作業が必要になるわけですが、その耐震診断を行います設計業者の決定が旧町のときになされております。このときに、それぞれ旧町で耐震診断を行いました設計業者が、いわゆる今度、耐震にかかります耐震補強のための実施設計、これを随意契約で同じ業者が実施設計を行ったという意味で、私が申し上げました。これにつきましては耐震診断の業務を請け負った業者が、そのまま耐震の実施設計も担当するんだというふうな内容のことを聞きましたので、そういった答弁をさせていただいたというのが経過でございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、聞いていますと、なぜが抜けていると思うんですよ。なぜ三宅設計建築事務所に集中したかという、そのところが答弁が抜けているので、テレビを見たり、議会だよりを読んだ方がわからないというふうに思うんです。そのなぜの部分をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 質問にお答えをします。先ほど申しましたように、旧町のときに耐震の診断を担当する業者を決定をされているわけですが、このときに旧岩滝町が小学校の関係で耐震診断を行っておられますけれども、このときの耐震診断を落札されたのは三宅建築事務所ということです。それから、加悦町につきましては、内藤建築事務所が耐震診断を落札をされていると、それから、旧野田川町につきましては、二つの業者さんに分かれております。三河内と市場につきましては、ニュージェックという会社ですかね。株式会社ニュージェックという会社が耐震診断を落札されていますし、あと残りの五つですか、山田の小学校、岩屋の小学校、それから石川、それから市場の体育館、それから山田の体育館ですね、これら五つ、石川もですね、石川小学校の校舎、五つを当時、旧野田川ときに三宅建築事務所が落札をされていたということでございます。そういう経過がございまして、それぞれ耐震の実施設計業務を、その業者さんが、それぞれ担当をされたというふうな経過になっているようでございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つのなぜはですね、なぜ随意契約で、これがずっときたということだと思うんです。そのところをお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをします。なぜ随意契約になったのかということは、我々としてははかり知れないところがあるんですけども、実施設計、耐震診断をされますと、流れからいきますと補強計画というのを、そこで策定をされて、それをもって審査会というのがありまして、その審査会に諮るということになっているようでございます。

審査会でオーケーが出たら、その補強計画に基づいて実施設計を行っていくということのようなんですけれども、その審査会に諮る、そういった審査会をクリアして実施設計に持っていく段階の期間が非常に短期間で済むのかなというふうなことも考えられますし、やはり耐震診断をやったということで、その物件の内容は熟知されているということが多分あると思いますので、そのことによって有利に働く、価格的にと思いますけれども、有利に働く面があるのかなということは考えられるのではないかなとは思いますが、いずれにしても、当時、随意契約に至ったという細かい点で、我々はちょっとわからないというのが本音でございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 三つ目のなぜなんですけど、副町長が答弁されております指名委員会と、指名と業者の決定は別の話だというふうな答弁になっておるんですけども、この点はこういったことなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 申しわけないんですが、今のご質問は業者指名と業者選定が別という。

議 長（赤松孝一） もう一度、はっきりとお願いします。

杉上議員。

4 番（杉上忠義） 指名委員会では、どういう審議がなされたかということでありまして、検討した結果、特に問題はない、指名委員会での指名と業者の決定とは別の話だと認識していると、こういう答弁なんですけども、この意味が、なぜなんだかわかりません。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員は議会だよりをごらんになっているんですかね。指名委員会で、そういった業者選定を議論したことがないという意味だったと思うんですが、

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 例えばですね、三宅設計事務所がかなりの範囲で出てくると、いろんなところで仕事をされると、その指名委員会で、この特定の業者がたくさん仕事されても、全く議論をされないわけですか。

議 長（赤松孝一） ただいま副町長のほうから休憩の申し出がありましたので、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時03分）

（再開 午後 2時25分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

どちらからでしたかいな、わからんようになる。答弁からですか。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 貴重な時間をとることになりまして、申しわけございませんでした。

先ほど、議員から議会だよりをごらんになってご質問がありました。議会だよりは非常に簡単に短い文章に編集をされておりますので、その意味がちょっと私もわかりかねまして、ちょっと議事録を取り寄せて確認をいたしました。

まず、業者の指名と落札業者の決定は別というくだりがあったかと思いますが、それにつきましては6月の議会で議員の質問に答える形で、まず、業者の指名、この業者、この業者、この業者に入札に参加をしていただくという業者の指名につきましては、そのときにお尋ねのように、例えば、構造計算の資格、あるいは一級建築士の資格、そういった十分な業者を選定する、こういった業者だったら問題はないという、過去の実績も踏まえて業者は選定、指名をいたしております。

指名委員会は、何遍も申し上げますように、入札に参加いただく業者を絞り込むという、選定をするという作業を行っております。あと実際に、そういった業者の方が入札会場に臨まれて、入札を、札を入れて入札をされるわけですが、その結果は、あくまで指名委員会が感知する話ではなくて、実際に業者の方が入札をされた結果でありますので、そういった意味では、業者の選定と業者の決定は別な話ということをお願いしたということでもあります。

繰り返しになりますけれども、業者の決定はあくまで公明正大な入札の結果でありますので、以上でございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そうするならば、結局この場合ですと、三宅建築事務所が多くの与謝野町の仕事をやっている、ああどうしてこんなにようけ仕事しとんなるなというようなことは一切、指名委員会では出なかったということで、よろしいんですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいました、この業者はたくさんの仕事を取ってるなというようなお話は、指名委員会の中ではいたしておりません。

また、先ほどお聞きしますと、それは、先ほども教育次長が申し上げましたように、旧町時代に耐震診断をされた業者の方が新年度に入ってから耐震の実施設計をされた、それがその8割、7件全てのごようでございますので申し添えておきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、今後にかかる問題で重要なのは約2,000万円の決算を打つわけですが、この基本設計はですね、住民代表、PTA、加悦中の教職員で編成されました検討委員会で仕上げた基本設計をですね、今後、どう取り扱っていくのかが大きな問題になっていると思うんですけども、今現在はどういう方向で進められておるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 質問にお答えします。基本設計につきましては、議員さんおっしゃっていただきましたように、加悦中学校の検討委員会というのを立ち上げまして、23年度で8回に及ぶ検討委員会を開催をして決定をいただきました。今回の事件を受けまして、去る21日の日にも、そのおわびなり、経過報告ということで検討委員会を開催させていただきました。

委員さん方、非常に、それぞれの委員さん方からご意見をいただいたわけですが、結論か

ら申し上げますと、まだ、この基本設計について、どういった取り扱いをしていくかということには至っておりません。

ただ、検討委員会の委員の皆さん方からは、いろんな、せっかくここまでやってきたんだから、できるだけ、そのままを使わなくても委員として提案して、委員会として提案した内容は踏襲してほしいですとか、いやいやもう全くこういった事件の背景になったものですから、将来に禍根を残すということもあり得るので一からやってほしいとか、いろんな意見がございます。

そういった意見、当然、議会のご意見も尊重しなければならないなどは思っておりますけれども、委員さんの中でも意見が二つに分かれているというのが現在の状況でして、今後の取り扱いをどうするかということは急ぐんですけども、まだ、決まっていないというのが現状でございます。

それから、契約関係、ちょっとこれは補足というか違うんですけども、契約の関係につきましても、現在、話を進めておりますけれども、これも非常に短期間のうちに解決しなければならない部分がございますので、とりわけ実施設計につきましても、今、進行中ですので、これをとりあえず早く、解除の方向で進めていかなければならないということで、顧問弁護士さんも通じながら、指導検査課のほうにも過日、指導を受けに行つてまいりまして、その結果を受けて早急に結論を出していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そういうことで進められて、もう一つ疑問点は本格的な設計委託料が全員協議会でも協議されたわけですけども、そのときの金額が5,000万円ちょっとだったと思うんですけど、それがいきなり、契約したら1,000万円安くなったと、1,000万円ですよ、そのときの次長の答弁もあやふやなわけですね。

その理由は私どもではわからないと、こういう答弁なんです。なぜわからないか、これ1,000万円は動くわけですね、瞬時に。どうしてこれが、こういう結果になったかわからないというのは、どういうことなのかというのが町の多くの声です。ぜひともわかりやすく説明をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えします。当初の予算が5,300万円でしたか、当初予算がたしかそうだったと思うんですけども、入札というか見積書を徴しました結果が、先ほどおっしゃっていただきましたように4,300万円ぐらいでしたかね、消費税込みの、約1,000万円ぐらい予算と比べては安くなっています。

当然、予算のときにも一定の積算はいたしておりますけれども、見積もりを徴しましたら、そういう結果になったということで、この1,000万円下がったという、確か勢旗議員から、どういふふうにといふふうな質問を受けたと思うんですけども、実際はどこでそんだけ安くなったということは、私もはっきり言ってわかりません。

ただ、考えられるのは、当然その業者さんの努力もあるでしょうし、基本設計をとられた業者さんですので、実施設計に当たっているような事務手続上で、いうたら省略できる部分があるのかなということが考えられるということで、そのときには答弁をさせていただいたというふうに思っておりますけれども、それ以上、なぜ個々に、これが安くなったというふうなことは、私にはわかりません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 非常に随意契約の悪い面が思いっきり出ている例だと思うんです。ぜひとも、基本設計から実施設計が変わるときに透明性、わかりやすいオープンな形で事を運ばなくてはならないという、ぜひとも大きな反省材料にさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

この間、一般質問にも加悦中学校の問題は、ほかの議員からも出ておりました、副町長の答弁の中で多かったのは、京都府と協議する、あるいは京都府に相談するというのが多かったんですけども、果たして京都府の指示待ちだけでいいんでしょうか。やはり与謝野町としての方針、あるいは方向性をしっかりと出すべきだというふうに思うわけでございます。

そうしないと、非常に町民の中でも工事がおくれるのではないかという不安、心配が多く聞かれます。ぜひとも、ここは本町自身での決断や判断を望みたいと思うんですけども、副町長いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 契約の解除の問題、それから違約金とか、あるいは場合によったら損害賠償とか、こういった話にも波及しますので、まずは実務的に精通をされてます京都府の指導検査課と相談をして、そのあと町の顧問弁護士とも確認をとりながら、早急に進めたいという意向で考えております。

先ほど教育次長がお答えしましたように、京都府の指導検査課との話は、もう既に終わっておりますし、その中でこういった方法、こういった方法をとるべしというアドバイスもいただきました。現在は、そういった方法をとることについて、町の顧問弁護士にも確認をしたいということで、若干立ちどまる時間があったかもしれませんが、その後は着々と、こちらのほうから出向いて、早急に事務は進めております。そうしないと工事の問題もありますし、補助金の絡みもありますので、待たなしの話ですので、そういう状況でございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 文部科学省の発表によりますと、耐震化は全て平成27年度までに全国の小・中学校を完了したいというような報道もされております。この27年度までに、ぜひとも間に合わせるような行程といいますか、スピード感を持って取り組んでいただけるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 議員さんおっしゃってますように、27年度までに耐震を終了してくれということは我々も認識をいたしております。

ただ、これこういう事件になりまして、一旦、中断という形になってます。いろんな意見もございまして。この際じっくりとというふうなこともあります。いやいやできるだけ停滞といいますか、中断の期間を短くしてという意見もいただいておりますので、今、もちろん補助金を、まず第一にということがございますので、その辺は京都府の府教委のほうとも来年度からというふうなことで今、話を進めておりましたけども、若干、今の計画よりも補助金の申請が後になるということは協議をさせていただいてますけども、できるだけ補助金、有利な補助金があるうちに事業が終わるようには、ということでできるだけ停滞期間が短く、長くならないように努力はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 何とんでも27年度までに完成させないかんのですね。着工じゃなくて。

議 長 (赤松孝一) 和田教育次長。

教育次長 (和田 茂) その辺も含めまして、京都府の府教委といいますか、京都府の施設の助成担当のほうと、いろんな情報をいただきながら、考えていきたいというふうに思っております。

議 長 (赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) こういった多額の補助金で、加悦中学校の建設ということになります。こういった事情を、現在の事情を直接、文部科学省に説明に向かなくてもいいんでしょうか。副町長にお尋ねします。

議 長 (赤松孝一) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) 町の教育委員会から直接、文科省にというお話でございますが、いち早く、今回の話は、あれは記者会見のあった日ですが、教育長と私と関係先、特に京都府の教育委員会のほうにはいち早く報告に行っております。

それから、今、教育次長が申しあげましたように、補助金の絡みもありますので、当然、文科省とは連絡といいますか、意志疎通をきっちりとしなないとはいけないと思うんですが、文科省との話は、基本的には京都府の教育委員会からお世話になれるというふうに思っております。

ただ、今後こういった不祥事がありましたものですから、例えば文科省のほうから呼び出しがあつて出向くということはあるかもしれませんが、府の教育委員会のほうにお任せをしておけばいいというふうに思っております。

議 長 (赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) そのお任せというのがちょっと危ういと思うんですけども、ぜひとも与謝野町独自の判断が求められているんじゃないかと私は思うんです。ぜひとも27年度までに完成できるような体制づくりを急いでやっていただきたいというふうに、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

話が全くかわりますけども、10月1日から地球温暖化対策税が導入されました。二酸化炭素、CO₂を出す石油や天然ガスなど、化石燃料に係る税金でございます。これによって、省エネや発電の効率化を促進し、税収は自然再生エネルギーの普及などに使うというふうにしております。

そこで、野村議員が一般質問でされました伐採木等利活用調査業務という、すばらしい報告書ができたんですけども、決算資料113ページに出っておりますけども、これが3月にできたわけですね、報告書が。その3月から、どういった動きがなされたんでしょうか。この決算資料は企画財政課の住民生活に光をそそぐ交付金事業に上がってるわけですね。事業の実施は農林課であり、それから、この間からの答弁を聞いてますと、再生可能エネルギーの取り組みは住民環境課だと、このばらばらで果たしてやっていいんでしょうか。

まず、農林課長からお尋ねいたします。

議 長 (赤松孝一) 永島農林課長。

農林課長 (永島洋視) お答えいたします。まず環境税ですが、本日から税の徴収が始まったということでございますが、この税につきましては、全国町村会を事務局としまして、森林環境税の創設ということで今日まで運動が進めてまいりました。それはCO₂を吸収する森林整備に活用すべきだということで、全国町村会事務局として、そういう運動がなされてきたということでございます。

今回の環境税につきましては、ガソリン等にオンをしていくという方式で、その税金については、特別会計のほうに入るといふふうに報道では聞いております。ただ、それが地方のほうに回されるのか、森林の整備を目的とした、そういう事業に今後、活用されるのかどうかという当たりにつきましては、まだ、決まっていないといふふうに聞いておりますので、そういうふうに今後、使われることを期待をしたいといふふうに思っております。それから、伐採木の活用事業の関係ですが、これにつきましては、議員ご指摘のように3月にできております。これは、あくまで未利用資源、山に放置されてます間伐材等を有効に活用する方法がないかということを探るために行った調査ということでございまして、その結果を受けて、この間、庁舎内で職員を対象に学習会を開催をしております。

また、その結果としまして、その報告にも上がっておりますが、チップ等の活用が一番効率がいいのではないかというようなことも指摘もされておりますので、この間、森林施業を行っている業者さんとの協議だとか、あるいは、同じような課題で現在、取り組んでおります近隣の市町もございまして、そういうところも含めて連携ができないかというような協議を現在行っているということです。

本日の時点で、まだ具体的に、こうするとか、ああするとかということが決まっておりませんので、お答えはできませんが、事務レベルとしましては、こういった森林の未利用資源を有効に活用していった、新しいエネルギーにつなげていく、そして雇用をつくっていくということでの、有効な活用方法がないかということで、事務段階では進めておるといふことでございます。

再生エネルギーの窓口の問題ですが、これにつきましては、住民環境課のほうで総括的にやっていただくということになるというふうに思いますが、常に連携を取り合いながらやっていくべきかなというふうに思っております。この伐採木の調査研究の報告の学習会につきましても、住民環境課のほうからも職員に出席をいただいております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） この間、新聞に大きく報道されてまして、京丹後市が自然、地球エネルギーをテーマしたシンポジウムを開催されたといふふうに出しております。注目すべきは、京丹後市は2万2,000世帯であり、人口6万人、電気、ガスなどの光熱費は年間50億円という試算が出ております。こうしたお金が地域に循環するというのが、まさに循環型社会であり、再生可能エネルギーを取り組む最大の必要性があるということになってきてるんじゃないかと思えます。

当町は、先ほどから申し上げますように、どうももう一つ、住民環境課で、どなたが担当してる、いや農林課でやっているという、何かそのプロジェクトチームができてるようできてないし、窓口があるようでない、何かこのエネルギー問題は大きな町、小さい町、関係ないと思うんですね。早く取り組んでしっかりやったほうが地域にお金が循環していくという仕組みもできてくるんじゃないかというふうに私は思っております。

そこで副町長、ぜひとも、そういったプロジェクトチームを立ち上げていただきますよう、お願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員が言われますように、現在の制度の中で、例えば伐採木の関係でしたら、やはり一番、事情に精通をいたしております農林課が所管するといふようなことで、いましばらく

すと、ブランクがある中で非常に困難な中で頑張っていたとるんではないかというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 8月26日の新聞で、この与謝野町のプロポーザルの汚職について、大きな裁量、不正の温床ということで、新聞に書かれておりまして、これについては副町長も読まれたと、こういうふうに思うんですが、この記事の中で副町長、ほかの部分で特に気づかれたことはありましたでしょうか、なかったでしょうか。

この記事に、これは、このプロポーザルについて書いておるんですが、その後について2件の事例を書いているんですが、このことについて特にお気づきはありませんでしたか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） せんだって、この新聞記事、私も読ませていただきました。確かにプロポーザルの方式そのものは、発注者の思いを十分に反映させるという意味では、このプロポーザル方式というのは決して悪い方式ではないというふうに思っております。

しかしながら、今回の事件の背景といいますか、それを考えてみますと新町、与謝野町でも初めての事例でありますので、経験がないこともあり、手探り状態で、このプロポーザル方式に取り組んできたわけですけども、事件を受けて考えてみますに、確かにこの間、一般質問の答弁でもお答えをいたしましたけども、発注者側としては、非公開部分はなるべく少なくするということからいえば若干不十分な部分があったのかなという反省をいたしております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私が副町長、お聞きしたかったのは、この一番最後になっております、岐阜県でも昨年10月、温暖化防止イベントの請負業者に企画書の書き方を指南したとされる県職員が、収賄で逮捕されたということなんですね。

これは、副町長も昨年の段階では情報として取られていたと思うんですが、岐阜県の政財界を揺るがしました、私ところが契約をして、指定管理にしておりますドルフィンですね、小森一族がですね、小森さんという会長さんが、これを県の職員を抱き込んで、ことしの国体に、これの、自分とこに仕事を取るということで、大きな問題になった件でございます。

私も昨年ですね、この話を担当課長に言うておりましたら、まあ別段問題ないでしょうということだったので、特に発言はせなんだんですけど、このことをある程度、私は情報としてつかんでもらっておったかどうかと思っ、ちょっとお尋ねだけしておきます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃってますのは、現在、クアハウス岩滝を指定管理でお世話になっている法人の、逮捕されるまでは会長でしたかな。その個人が逮捕されたという事例であります。そのときにもお答えをしたんじゃないかと思うんですが、あの問題につきましては、その法人の。

15番（勢旗 毅） これ質問してませんよ、全く、去年は質問してません。

副町長（堀口卓也） 法人の会長だったと思うんですが、会長の、全く個人的な犯罪と、会社については全く関与をしてないということが明らかになってまいりましたし、それから、クアハウス岩滝の指定管理の状況を見てますと、特段問題がないということで、引き続きお世話になろうと、引き続きといいますか、まだ、指定管理の期間中でありましたので、そのままお世話になろうとい

う判断をしたというふうに記憶をいたしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、会社のほうからは一定の説明といたしますか、そういうことは町長のほうにあったという理解でよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 会社のほうから、しかるべき方が釈明といたしますか、説明に来られました。謝罪と説明におみえになりました。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、総務課長にお伺いします。お宅の所管ではないかもわからんですが、一つは、ことしの夏のキーワードは節電だったと、こういうふうに私思っておるわけです。そうした立場なり、あるいは交通安全という立場も、課長さんはお持ちですので、お宅と関係がないかもわかりませんが、お尋ねをしておきます。

それぞれの家庭も大変なご協力、あるいは皆、それぞれが協力して、ことしの夏が乗り切れたということになるんですが、実はですね、与謝野町はちょっとどうなってるのかなと言われたケースがございまして、そのことでお尋ねをしたいんですが。

与謝峠におおぼトンネルというのが、240メートルぐらいなんですが、このトンネルがございまして。ここが夏からずっと、とにかく最高の明るさになっているんですね。ある人が、ほかの町の人が、私のところへ、せんだって、また電話があったんですけどね、どうなってるんだと与謝野町は、こういう話でしてね、ほんで終日フル点灯をしておるとのこと、私どもは明るいくらいで思ったんですが、やはりこれはとらまえ方が間違いなんで、こういう時代や背景があるからこそですね、やっぱり我々も、また職員さん方も何回も、皆お通りなわけですからね、これやっぱりちょっとおかしいん違うかということをおもないかなんで、これで土木事務所にも入れてもらったんですが、そういう通報というのは特にありませんでしたか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えします。総務課にあるんでしたら、交通安全上の問題があると思います。それから道路の関係でしたら京都府なり、それから、建設課のほうにあるかと思えますけども、そういったことでは総務課にはございませんでした。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 建設課長のほうには何かありますか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。以前は、よく与謝トンネル、その奥の延長が長いほうのトンネルの部分につきましては、よく暗いだというふうなご意見がございまして、福知山土木事務所のほうが、あそこが管理をしておりますので、その点を丹後土木事務所のほうから言うていただくというふうなことでございました。

今、ご案内いただいております、おおぼトンネルの部分につきましては、そういうふうなものはございませんでした。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 土木事務所にも言うてはありますけども、一つまたよろしく願いいたします。

昨年来から、この入札制度につきまして、いろいろここでも議論がされてきましたし、私どもも申し上げておるんですが、これ総務課長の担当だということでお尋ねするんですけども、町から、いわゆる公契連モデル、公の契約の連ですね、このことに準拠していることが強調されるわけですが、このモデル式ではですね、その固定費と思われる直接工事費、共通仮設費はともかくとして、現場管理費や一般管理費では、業者に対して経営努力が求められているのではないかと、こういうて、私のほうにご意見をいただいた方がおるんですが、この新公契連モデルですね、これと旧のモデルとはですね、どのような差異が出ているというのが課長の認識でございますか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問です。私、新公契連モデルと旧モデルという中の違いということでございます。大変申しわけないんですが、その違いは何かということにはちょっと承知していないんですけども、ただ、今、最低制限価格の問題で、この新公契連モデルが一番公に示している中では、いわゆる一番公正な基準ではないかというような感じは思っていたしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 一つ、課長、そういう声、私とこへ来ておりますので、ちょっと一遍チェックをですね、それやってください。

それから、今年度の入札の結果を、資料を見てみますと、くじ引きで決定をされとるということが大変多いということがわかるわけですが、せんだっても家城議員から一般質問で、この業者へのアンケートのことにについて質問がありました。このことについてちょっとお尋ねしたいんですが、この中で地域貢献について触れられておりますね。この説明では、町としては有償で契約している冬季の除雪や災害時における緊急出動業務等は、本来業務として考えるべきであって、それに対する対価をお支払いしている以上、直接的な地域貢献ではないと、こういうふうにおっしゃっておるんですけどね。

京都府の場合を調べてみますと、やっぱり京都府でも災害や除雪はですね、これは地域貢献と、こういうとらまえ方をされておまして、そこところが総務課のほうが考えていらっしゃる、地域貢献とは一体何なのかなということをもう一回、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えします。アンケートにつきまして、地域貢献についてアンケートの中では踏み込んだ考え方をいたしております。誤解のないように、アンケートの書き方も問題が、前置きがあったらよかったかなと思っておりますけども、決して、そういった除雪、そういったものを地域貢献といったふうに、地域貢献をしていただいております。そういう認識の上に立っております。そうした中で、この入札制度という中の事前公表の問題、最低制限価格の問題、いろいろといただいております。そうした中で、入札制度としての地域貢献の考え方というのを直接的にお聞きしたかったといったことでございます。決して、今までやっておられることが地域貢献をしていただけてないとか、そういう考えは一切ございません。

地域貢献におきましては、入札制度においてはいろいろ、加点の問題とかいろいろございます。そういった意味合いも含めて、全体として、どのようにお考えになっているかといったことで、こちらのほうからは出ささせていただいたということございまして、一部というのか、書き方に

ちょっと丁寧さがなかったというふうには考えております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、よくわかりましたが、そこでもう1点。その課長の思っとなる地域貢献とは、どういうことだと、このことにちょっと答えてくださいな。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私、総務課長として、お答えをさせていただくということで、今、議員がおっしゃいましたように、いわゆる町民の皆さんのために社会的貢献、いわゆる除雪とか、そういったものも、商売でありながら協力していただくというのは地域の、社会への貢献といったふうに考えております。

それは、個人の方も同じようにいろいろとあります。区民の方でも区に奉仕いただいたり、いろんなことを協力いただいています。町に対しても住民参加、それから参画、共同ということをお願いをしておる中で、そういったことに答えていただく方、みんなそういった方も含めまして、地域に貢献していただいているといったふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それで、課長、最後にですね、ちょっと不十分ですけども、最後に1点だけ質問しておきますのは、この職員研修について、せんだって来からいろんなお話ございました。これの資料を見ますとですね、23年度で管理職研修に1名派遣されとるということになつてくるんですけどね、ちょっと私は管理職研修が弱いのではないかなと。職員さんは非常によくやっています。しかし、管理職の側がなかなか大変なんだと思つてくるんですよ。ここをしっかりと研修をしていただくという意味で、そこのところはどうでしょう。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 研修の関係は総務課でやっております。管理職研修ということで、私が申し上げるより副町長が申しあげたらいいのかもわかりませんが、管理職の皆さんにも研修に行つていただくということは主眼に置いております。言いわけはするつもりはございませんけども、なかなか日にちが、議会でも、このように期間をとらせていただいております。そういったことも含めまして、決して消極的な意味で参加をしてないといったことではないので、今後も引き続き、参加に向けて私どもは進めていきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 京都へご苦労さんになったというのも研修ですし、私いろいろやり方があると思うんですよ。そこのところをですね、また知恵を絞っていただくということでお願いをしておきたいと思っております。

それでは、時間の都合がありますので、商工観光課長にお尋ねします。私は、かねてから221ページに出てるんですけども、この丹キャンの負担金が多過ぎるのではないかということをお私ども言うてきたんですよ。ほんで380万円ほど出てるんですけどね、この入り込み客の算定の仕方、それから、市と町では区分が違うはずなのに、市と町で区分が違ってないのではないかなと、こういうふうな疑義を持っておるんですけども、これ現在のものが、これが正しいという理解でよろしいのでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 丹キャンということ、丹後広域観光キャンペーンの負担金380万7,000円ということでございます。これの算定方法につきましては、与謝野町に合併をいたしまして、その後、定額部分ということで、実は市が300万円、そして町が150万円ということで、定額部分が実はあっております。

これにつきましては、太田前課長も含め、この分担金につきましては、毎年申し上げてきておりまして、23年度の末といたしますか、24年度の算定をいたしますときに、町のほうの定額部分150万円ということで、24年度からにつきましては、定額部分300万円を150万円、それに変更をしていただいております。

すみません、説明不足でございました。町ですけども、合併数年は300万円ということになっておりましたが、24年度から町並みといたしますか、町の金額、定額部分150万円ということで変更をされております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これ課長さん、150万円、最終的に行き着くのはそこへいくんですけどね。その段階にもう一段、与謝野町が負担をする期間があるということではありませんか。そこをちょっと念を押しておきます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員ご指摘のように、23年度中で、そのやりとりを実はさせていただいております。300万円から150万円になりますまでに、ちょっと金額は段階的な部分でちょっと手元には、その部分での資料はございませんが、段階的に24年度では、それでは150万円ではなくて、それまでの段階、そして25年度で150万円というお話もございましたけれども、24年度で150万円ということで町として交渉させていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それはとにかく負担、私は150万円がいいと思っておるんですけどね、思っておるんですが、ちょっとそれでいけるかなという不安があるんで、まあ一つこれは、またよその町との関係もありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

次に、観光協会についてお伺いをしたいと思っておるんですが、現在の観光協会の事務所につきましては、これは町とですね、契約書の取り交わしはされているのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 観光協会との契約ということでございますね。

15番（勢旗 毅） 指定管理者じゃないですからね。

商工観光課長（長島栄作） そうでございますね。契約ということではございませんで、補助金の交付団体というような格好になっております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 契約ができていないということ、私はちょっともう一つ、そこでお尋ねをしたいのはですね、この旧加悦町役場を観光協会が管理をされておるということになりますね。そこに何らかのイベントや、また使われる方があると、観光協会が、それを、そこから使用料を取って、そして観光協会の、これは予算の中に組み入れがされておる。決算の中に組み入れがされるというんですが、私、これが正しいのかなと、これはあくまでもそういう場合があったとするならば、

町に支払うのが普通ではないかなと思うんですが、そこは課長どうですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 現在のところだと、使用料については観光協会のほうで受けていただいておりますということでございまして、ご指摘かなと思っておるんですけども、その部分、今のところはそういう格好になっております。観光協会のほうで収益として上げております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これ、ご検討いただいとけばと思うんですけど、私は、やっぱり一旦、町に入るべきではないかと思うんですよ、使用料は、そこを借りとる人は。そして、また、何らの措置がされるべきだという気がするんです、それ一つ検討をお願いします。

それから、昨年も商工観光課長に指摘をしたんですが、いわゆる三和町の看板ですね、三和町に立っております、大江山憩いの広場のときからの看板がそのまま、それはよろしいです。それはどうされようといいいんですが、私は、この中で地主さんに対する借地料が払われてないんじゃないかと思うんですけどね、これは旧加悦町が借りていたときからの経過からも含めてですね、これはちょっと申しわけないことになっているんじゃないかなと思うんですが、そこはどうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員のほうから、たびたびご指摘をいただいております。調べてさせていただきました。実は観光の部分で借地料ということで、年間、一定額を支払っております、その後も看板につきまして、職員が出張する際に確認をさせまして、実は看板を、今年度、見てまいりまして、実は非常にすばらしい基礎でできておりまして、これを、いわゆる看板業者に撤去なりを、概算見積もりをさせましたら、非常に撤去だけで相当額がかかるということを実はお聞きをしております、今、どういう方法がいいのか、課内で実は検討をさせてもらっております、また、いいご指導がいただけたらと思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） どういいますか、それはもう鉄骨でがっちりしたもんですし、コンクリートの基礎がしっかりしてあるということで、実は私もきのう通って、もう一回確認したんですよ。その結果ですね、これはちょっとあれだと思ったんですが、それで看板の使い方は、この与謝野町の何かに、ほかにも利用する道だってあるかわかりませんしね、何しろ頑丈なものですから。私はそういう点で、また課長のほうで、担当課のほうでご努力をいただきたいと、こういうふうをお願いしておきます。

それからもう1点ですね、商工観光課長にお尋ねしますのは、先ほども話が出ておりました、農林課で委託作成をされました伐採木の利活用調査報告書ですね、これを見せていただきますと、いわゆるクアハウスのことについても触れられております。この施設に、例えばチップならチップを使うとどうだとか、こうだとかという計算になっているんですが、私は、このクアハウスについては58度という熱源があつて、そして実際に温泉として活用してるんですから、むしろ今みたいに、それと別に分けて、暖房は、冷暖房はこうだとか、ああだとかいうことが、むしろおかしいんじゃないかなと思うんですよ。そこのところを課長のところでは、今まで検討されたことがあるのかどうか、当然、施設を私は改造することも、検討する必要があるんじゃないかと思

うんですが、そのところはどうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） クアハウスの冷暖房ですとか、そういう部分でございます。確かに構造上、一旦58度を、温度を下げるために冷却をかけております。また、循環させてまいります中で、温度が下がってまいりますので、その部分で助燃をかけて温度を保っております、それが現状でございます。

それとはまた、熱について、例えば暖房等に利用できるような設備に、実はなっておりません。おっしゃるとおりでございます、それについてもちょっと調べかけてはおるんですけども、木材チップなどを使います場合に、その配管ラインごとにボイラーなり、ポンプなり、いろんな設備がございます。その中での木材チップを利用した加熱がどういうふうにできるかという部分も含めて、かなりハードルが高いなというふうには思っております、また、この点につきましても検討といいますか、調べさせていただきますが、また、よいご指導がいただけたらと思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、商工観光課長さん、今の件につきましても、ひとつ担当課として、やっぱり環境をとということが大きなテーマの中で、どういうふうに、あの施設、温泉を生かしていくかという点からですね、ぜひともご検討いただきたいということをお願いしまして、第1回の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ここで40分まで休憩します。

（休憩 午後 3時23分）

（再開 午後 3時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、平成23年度決算の第1回目の質問をさせていただきたいと思っております。先ほど、勢旗議員さんがちょっと質問されましたことに関連しまして、私も商工観光課長にお尋ねしたいと思っております。

この資料の157ページ、先ほどの勢旗議員さんの質問と同じなんですが、この観光費一般経費という形で610万4,000円の決算が上がっておりますでございますが、主に先ほどのお話のように、丹後管内や京都府、北近畿エリアでの広域連携によって、そういった観光振興事業の参画したということの負担金のようにございまして、今度は今お話を聞きますと減額されるということでございますが、こういった政策が、いろいろと商工観光課も、きょうまでもいろいろと、いろんな多岐にわたって各種事業をお世話になつとるわけでございますけども、非常にあの地域の疲弊というのは、目に見えておまして、非常に動きが鈍いというような中で、皆さん非常に苦勞されておられるわけでございますけども、こういったことの、いわゆるどの程度、効果が与謝野町にあると、あったというように課長として見ておられますのか、まずそこをちょっとお尋ねしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員のご質問でございます。観光一般経費の中で、負担金等が7団体ほどご

ざいます。先ほどのご質問の中でもありましたように、丹後広域観光キャンペーンですとか、大江山観光開発協議会の負担金、また北近畿等、広域的な部分等の負担金でございます。

その費用対効果というところでご質問をいただいておりますが、単純には申し上げにくいところではございますけれども、23年の観光入り込み客の集計等が出ておるわけですが、入り込み客といたしましては66万2,000人ほどでございます。22年が65万4,000人ぐらいというような集計になっておりまして、一定ふえてきております。また、23年度でリフレかやの里も再開をされましたので、その部分もふえておりますし、東日本大震災等もございまして、また、高速の無料化実験も廃止をされた中ではございますけれども、徐々に丹後地方といいますか、こちら京都府北部への観光客の入り込みは一定、徐々にですけれどもふえているのではないかというふうなことを思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 人数的には60万2,000人というようなことでございますが、ちょっときょうはデータを持ってくるというんですか、それちょっと忘れたんでございますが、一人当たりのいわゆる消費料ですね、お金の落とされる金額というのが確か700～800円かなというような記憶があるんですが、伊根町あたりでも3,000円出てますし、京丹後市ももちろん3,000円出てますし、宮津市が3,000円弱だったと思っておるんですが、こういったお客さんがおみえになって、いわゆる与謝野町は1,000円にも届かないというような環境ですな、こういったことをどのようにされたら、これは行政ばかりじゃなしに、業者間のことだと思えますけれども、もう少しアップができるような形でお金が、この与謝野町に落としてもらえんというような施策というんですか、そういう啓蒙というんですか、指導というんですか、そういった形のことが商工観光課あたりで取り組んでいただくべきかと思うんですが、その辺の思いをちょっと聞かせてください。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。一定、入り込み客につきましては、徐々にふえてきている状況でございます。一方で近隣の市町ですと、それに伴って宿泊というのが大きく左右をいたしまして、それで宿泊がありますと数千円、そこで、例えばひまわりイベントに来られましたり、ちりめん街道まるごとミュージアムに来られましても、そこでお使いいただく金額もわずかですというようなところで、宿泊施設が町内にたくさんございませんので、若干お寄りいただいて、また、次へ行かれて宿泊をされるという部分では、非常に入り込みふえて、だんだん逆に消費額が減っていくというようなことになってしまうのが現実でございます、その部分では何かいい手だてがないかということで、非常に難しい面ではございますけれども、宿泊施設が限られておりまして、その部分で消費額の差が出てくるというふうには認識をしております、その部分の改善といいますか、良策が今のところは余りないと申し上げるしかございません。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 集客施設が乏しいというようなことが、主たる原因というようなことだと思えますけれども、そのほかに、これは商工会関係かと思えますけれども、食べるものの、いわゆるB級グルメとかいう、最近全国各地が、そういった形の地域おこしで取り組んでおられるわけですが、この与謝野町でも、やはりそういう、食べるものの一つのお客さんのリピーターをふやすよう

な、そういった啓蒙というか、取り組みとかいうことも私は必要ではないかと思っております、ぜひそういったことも取り組んでいただきたいと思いますわけですが、既に、私もかつてはきばって、産業なり、そういったことで企業誘致とか、そういったことも発言もしてまいりましたけども、こういった国際的な環境の中で、都会の企業にこちらのほうにお越しいただくということも、なかなか難しいことでございますし、今、生活しておられる皆さん方が、本当にそれぞれが力をつけて頑張ってもらおうというようなことに尽きるのではないかと思っております、それにはいろんな考え方もございますけども、地域資源の一つ見直して、それにやっぱりもう一つ掘り下げて、新しいアイデアなり、そういったものを付加してすべきというような形で、また、先ほど申しましたB級グルメ的な、食べるものも新しく創作されたりして、どこともが頑張っておられるわけですが、この町の、こんなもの、釈迦に説法なようなことをお尋ねするんですが、地域資源というものは課長としては、どのようなものがあると認識されておられますか。ちょっとお聞きしたいと思います。この町の地域資源というのを。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 地域資源というご質問でございますが、大きく大江山でありましょうし、一字観公園からの天橋立の一望でありましょうし、物的資源で言いますと、古墳公園、そして、そのリフレが今、中心となりつつありますけども、あの一体のエリアのSL、道の駅、江山文庫、ああいうあたりが一体的な部分、そしてちりめん街道等々、地域資源ではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、私も、かつてはそういった、見るものというんですか、そういったものが、目につくものが観光の素材だというように思ってたんですが、あれは何月でしたいな、杉上議員さん、6月でしたかいな、福知山の成美大学で京都府北部の自治体、いろんなそういった関連される諸団体のセミナーがありまして、京都出身の方で溝畑宏さんというて、観光庁の長官を、この3月までされておられ方がお越しになりまして、お話されまして、お聞きしたんですが、やはり見るものとか、そういう体験するばかりじゃなしに、町の人全てが観光資源であると。いわゆるおもてなしの対応の仕方であるとか、あるいは地域の、ごみが落ちてないとか、全てが観光にリンクするというような熱いメッセージをお聞かせいただいたわけでございますけども、そういうような中で、せんだって、私もちょっと町の人から、ある方からお聞きしたんですが、一つ、いわゆる織物産地で、絹というもので、長年この地域が、一つ生活を支えてきた、基盤というか、そういったことがあるわけでございますけども、先ほど地域資源というような中でお尋ねした中では、そういった、いわゆる大江山とか、それも確かに地域資源と思いますけども、織物であるとか、あるいは農業であるとか、そういったことも地域資源に類似するもんだと思っております。

その方が申されるのには、絹というものをキーワードにして、与謝野町の一つの大きな地域おこしとか、そういったことができないかというようなお話をされておまして、家へ帰ってからいろいろと考えておまして、既に絹のパウダーでありますとか、あめでありますか、うどんとか、せんべいとか豆腐とか、いろいろとございますけど、絹織物もちろんですが、岩滝の織物、化合織にしても絹ではなしに衣の絹で、これも絹に類似すると思っておりますし、農産物でもです、やはり絹というものを頭につけて、これは農林課のほうとのリンクだと思いますけども、

絹の野菜だとか、絹の花であるとか、あるいは絹のお米であるとか、あるいは絹料理とか、そういった絹というものを頭につけて、そういう絹を何にも使うというんじゃないしに、そのイメージをしたものを創作して、そして他地区の人に、そういった訴える、この絹という一つのキーワードで、この地域を元気づけるというような活動というんですか、そういったことがどうかと思っております、来週ですか、実相寺のほうで金色蚕糸神祭というのも予定されておりますし、本当に昔から、この地域で養蚕は、今はなかなか難しいですけども、一つのものに絹という、頭に絹というものをつけて、そして、それがネギがあっても絹ネギだとかいうような、そういうようなものでも、私いいと思っておるんですわ、今みんな、そういう登録証を取られておるものだったらできないと思いますけども、そういったような形のことで地域おこし、産業の、いま一度の啓蒙といったような形のことができないかと、ちょっとこの間、その人とお話しておってそんな感じを私思ったんですけども、そういったようなことの一つの課長の、今、私が申し上げたことのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員さんのほうからご提案いただきまして、確かにいいご意見だというふうに思っております。今年度につきましては、今、先ほどおっしゃいましたように、ちりめん街道まるごとミュージアムでも丹後ちりめんのショーをされます。また、オータムフェスティバルでも11月11日に予定をいたしておりますけれども、そこでも丹後ちりめんといいますか、そういった感じのショーを計画しております、もう一度、織物、絹、ちりめんといった、そういった部分をもう一度見直す機会といいますか、そういうところをもう一度取り組んでみたいというふうに思っております。

先ほどおっしゃいました絹製品なり衣なり、そういう部分でも、また、いろいろなアイデアをいただきながら取り組んでいきたいというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ぜひそういうような形で取り組んでいただきたいと、このように思います。せんだっても、ちょっと木村俊昭さんというて、内閣部の官房局で地域活性化総合事務局に属しておられる方が書かれたものがちょうど手に入ったんですけども、やはり地域にないものねだりをしてダメだと、あるものでやっぱり何ができるかというところに、一つのエネルギーを注ぐというような形で、私どもは織物とは言いません、頭に絹というものをつけて、絹料理でもよろしいし、絹うどんでもよろしいし、何か普通のもんでも絹ということを頭につけて、この町のアピールをするという、そういう展開ができればと思っております、その絹ということのブランド化が、この地域の一つの力についていくんじゃないかと、このように思ってお尋ねしたようなことでございますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

それから、次に時間があんまりないんですが、この第三セクターの資料をいただいております。旧町時代からの引き継ぎで、新町になってからも、いろいろときょうまで来ておるわけですが、加悦総合振興でありますとか、あるいは加悦ファーマーズライスでありますとか、こういった一つの、既に会社というような形で運営されておられる分につきましては、やはり以前も申し上げましたけども、やはり一つの第三セクターという考え方が、やっぱり見直しされる時期に来ておるんじゃないかと、いわゆるいつまでも設備投資なり、そういったことに行政が責任を

持ってしなければならないのか、ちょっとその辺のことを思っておりまして、これは副町長かも知りませんが、副町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 確かに、議員がおっしゃいますように2年ぐらい前の、この議会だったと思いますが、国のほうも第三セクターのあり方、地方公共団体がかわり方について、一定の考え方を示しております。ただ、反面、この地域の第三セクターにつきましては、いろんな経過がある中で、第三セクターの形態をとっております。

結果、例えば第三セクターの形態をとっておれば、一定のメリットがある。例えば銀行の融資が受けやすいとか、そういったメリットもありますので、この地域で実際に、個々具体の第三セクターについて研究は必要だと思いますが、いましばらくは今の状態で考えざるを得ないのかなというふうに思っております。ただ、引き続いて検討は必要だというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） こういった指定管理者制度と申しますのは、平成15年6月の地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理運営について民間の能力を活用しつつ、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応すること及び経費の節減を図ることを目的として、従来の管理委託制度にかえて創設された制度と、このようなことのようにございます。

公の施設というのは、地方自治法第244条によりまして、文化会館とか体育館のように、住民の福祉を導入する目的を持って住民の利用に供する施設として、地方公共団体が設けるものだというようなことがうたってあるようにございます。

本当にそういった意味で、本当に住民の方々が、こういった、先ほど申し上げましたような法人についての、いわゆる利用ができるのかどうか、雇用関係は確かに一部住民の方々の、そういったニーズに目的が合致しとるかと思っておりますけれども、広く住民の方々の公益上という意味から申しますと、いかなるもんかなと私は思っておるようなことでございます。

それから、今、副町長申されましたけれども、この7月末に総務省から第三セクターの経営内容が悪いとこの地域への、最終処理をするよう都道府県政令指定都市に通達が来たと、京都府から、恐らく町にもそういったことが来ておるといふようなことのようにございますが、本当に、こういう平成28年から交付金が削減される中に、もう目の前に来ておまして、本当にきょうまで行政としても手を加え、品をかえて援助をされてきたわけでございますけれども、本当に、この辺でやっぱり自立の道を歩んでもらうというような方針を、できるだけ早く立てられることが、町の今後の負担が少なくなる、そういう目的というんですか、そういう意義から申し上げまして、ぜひそういうことに取り組んでいただくべきだと思っております、その思いをお伝えして終わります。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 第三セクターにつきましては、先ほども申し上げましたように、地方公共団体の重荷にならないようにということで、国からの一定の考え方が示されております。

議員が言われますように、合併後11年目からは地方交付税の縮減が始まりますし、16年目からは合併特例がなくなって、12億円余りの交付税が減ることが予想されております中で、これまでは第三セクターで来たわけですが、本当にこれでいいのかどうか、真剣な検討

が必要だというふうに思っております。

1 1 番（小林庸夫） はい、ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ございますか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、23年度決算に当たり1回目の質問をいたします。

農林課の所管に関することを中心に質問をさせていただきます。資料の138ページから所管の報告があります。まず、認定農業者について、141ページにあります。23年度で、その認定農業者活動支援事業として、どのような取り組みがされて、どのような成果があったのかお聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。この認定農業者につきましては、この資料141ページに載せておりますように、現在、町内に32名の個人と、法人3社がございます。これが町内の認定農業者の数でございます。その中で、毎月1回、認定農業者の会を開催をしまして、農業情勢の交流だとか、今後の営農計画の内容だとかという打ち合わせの会議をやっております。その中心にならせていただいておりますのが、ここに書いておりますように専任マネジャーということで、117万5,000円の賃金を計上しておりますが、元農協の営農指導員を町のほうでお願いをしております、この人を中心に営農指導をやっていただいておりますということで、また認定農業者だけではなくて、多くの農家からも栽培等の問い合わせが農林課のほうに寄せられておるといってございます。

そういう農家の指導とあわせまして、この事業の中では無農薬栽培の試験だとか、そういう試験を、この担い手の農家を中心にしてやらせていただいております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 全国、今の農業の実態というのは大変、業として続けるのが年々厳しくなっている、そういう実態があります。小林議員が補正の中で言われたんだと思いますが、本来、それぞれの田んぼを持っておられる方がしっかりと、その方々によって農業がされて米がつくられる、野菜がつくられて、そして、それが繰り返されていくことが一番望ましいと思いますし、そういう意味では全ての、そういう農業者、小さな田んぼの農業をされてる方を含めた支援が、私も基本的に一番大事なところだろうというふうに思っていますが、現実には高齢化等々の問題もあって、それだけで維持するのが困難な状況が当然あって、耕作放棄地が広がっているという状況の中で、田んぼの集積化等々、担い手農家の育成等々が必要になってきているだろうというふうに思います。

そういう中で、こういう今後の与謝野町の農業、田んぼをどうやって守るかという点で、こういう認定業者の活動だけではなくて、この間、いろんな取り組みがされてくる中で、いろんな形で地域ぐるみの話し合い、そして、そういうことに対する計画づくりというのが生まれてきているのではないかとこのように思っています。

中山間であったり、あるいは農地、水の管理だったり、そういうことを含めた、さらにもうちよっと輪を広げて今後の農地を守っていくその体制、あり方ということの取り組みですね、これはどのようになっている、あるいはどこまで進んでいるというふうに担当課長としては考えてお

られるでしょうか。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。この間、議員がご指摘のように高齢化が進んでおりまして、耕作放棄地がふえる、そういう懸念があったわけですが、そういった状況の中で、やはり国のほうも、そういう対策として中山間地域の直接支払制度を、この間、導入をしてきたということでございますし、また個々の、個人では、もう対応ができないということで農道、水路等をみんな守っていくと、そういう意味合いでの農地・水環境保全対策事業というのが打ち出されてきたというふうに思っております。

そういったことで、今は、ただ単に産業としての農業というだけではなくて、環境面も含めて、全体で、農家の人も農家以外の人も含めて、みんなの力で地域の環境と農業を守っていくんだというのが、今後の、これからの姿かなというふうに思っておりまして、それを、具体化を今後していくのが、補正予算の審議の中でも説明をさせていただきましたように、京力農場プランではないかなというふうに思っております。

この中で徹底した議論ができて、農地の集積を誰にしていくのか、その人にはどういう経営をしていくために、どんな補助事業が必要なのかというあたりのことが明らかに、今後なってくるでしょうし、そういう議論が進む中で、新たな六次産業化というような、こんな事業もチャレンジしてみようじゃないかというような機運も生まれてくるのではないかなというふうに思っておりまして、そういった農家と農家以外の方も含めた地域全体での話し合いというものが、これから非常に重要になってくるというふうに思っております。

ここのところをいかに成功させていくかが大きな鍵になるのではないかなというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど、専任マネージャーの方も、元農協の営農指導員ということでしたが、こういうことに関しては行政だけではなくて、当然、農協サイドでもいろんな取り組みがされているんだと思います。農協サイドでは、今、言いましたような課題について、どのような取り組みが与謝野町ではなされているのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。農協サイドとしての、そういう地域づくり、農業を守っていくというような計画づくりということにつきましては、なかなか積極的になっていただけない部分があるのかなというふうに思っておりまして、今、与謝野町の農業技術者会ということで、京都府の地域振興局の技師、それから農業改良普及センターの職員、それに農協の職員、町の職員、この四者で毎月1回会議を開きまして、農業振興についての施策だとか、今までやってきました栽培作物の検証等を、この間、毎月やってきておりますので、そういうものにかかわっていただくということの中で、農協の役割を果たしていただいておりますというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 京都では、先ほど言われました京力農場づくりという言い方のようですが、国では人・農地プランに基づいた具体化が進んでいるということですが、よその事例を見ますと、この人・農地プランで、今、課長が言われたようなことを取り組むわけですけども、もう既に今

までから同じようなことをもうやっとするんだと、行政サイド、農家サイド、さらには農協サイドでもやっついて、改めて、この問題について、また一から話し合っやっていかんなん必要はないのではないかというふうな意見が出されていて、そういうのに基づいて、今まで足らなかった部分を補充して計画づくりとしているところがあるというふうに見ているんですね。そういう意味で、この23年度、あるいはその後も含めて、与謝野町では、こういう点についてはどうだったのかなということで、ちょっと先ほどお聞きをさせてもらったんですが、農協のほうでもかなりこういうことがやられている地域があるということで、これやっぱり地域によってかなり違うんですけども、与謝野町の場合は一から新たに全部の地域でやるわけですし、弱い地域もあり、できてる地域もあるんでしょうけども、全体として一から課長が言われたようなことを、この事業で取り組まなければならないというふうに考えておられますでしょうか。

それとも、今までの成果を生かして、その辺は簡単につくれて、それに足りない部分をプラスしたらいいという地域がかなりあるというふうに考えておられるでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。両方、その地域の特徴としましては、両方あるというふうに思っております。

先ほども申しましたように、中山間地域の直接支払制度、あるいは農地・水の事業、これにつきましては、地域の中でも既に話し合いがやられておりますし、そういう組織もでき上がっております。そういうものの上に、この人・農地プランで京力農場づくりプランですね、で足りない部分だけを補っていくという方式で十分かなというふうに思っておりますが、ただ、こういった経験を全くされてない集落も現実にはあります。そこところは、一から話し合いをしていただくということになるかというふうに思っておりますが、この京力農場づくりプランにつきましては、一応、町が作成をするということになってますので、その辺では農家の皆さんの積極的な意見をいただいて、今までに培ってきた、そういう計画をもとにして、必要な部分だけを積み上げていくという方向になるかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、言われたように、行政がつくる計画ということで、国からおりてくる事業だということで、言われるままに、もう同じことを手数を踏んでやっていくということではなくて、その辺は現場にあわせて、効率的にちょっとでも早く進むように取り組んでいただく必要があるかなというふうに思っています。

とりわけ中山間、あるいは今、命の里事業ですね、取り組んでいる地域であれば、特にほかの地域よりも、そういう点では話し合い等々が進んでいるだろうし、大事なのはやっぱり全ての町内で取り組んでいただく中で、そういうことを通じた人づくりですね、農業者の人づくり、あるいは農業者以外との人づくり、これがやっぱり決定的には重要だと思いますし、それをとりわけ一番進んでいるのではないかなと思っている、この命の里事業の中で培ってきた、そういう人づくりのノウハウですね、知恵、これを生かして、そういうところの計画づくり、話し合いづくりが積極的に進んでいく、こういうことが必要かなというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。ご指摘のとおりだというふうに思っておりまして、そういった議論が熟した地域ほど、次のステップ、新たな、こんな事業をやってみようとか、こんなことに取り組んでみようという、そういう動きが出てくるというふうに思っております。

そこには人が、かなり重要なウエートを占めてくるだろうというふうに思っておりまして、現在では命の里の事業だけが、そういったソフトとハードと両方兼ねたような事業だというふうに思っておりますが、今年度からも新たな京都府独自の事業メニューも出てきてますので、現在、ある地域のほうにご提示をさせていただいて、そういう事業に取り組んでいただくというようなことを、現在、投げかけておるといような状況です。

また、具体的に内容が固まってということになりましたら、12月議会に多分、補正予算でお願いをするということになろうかというふうに思いますが、そういった新たな、命の里とは別の事業も、また出てきておるといことについては、報告をさせていただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 合併して、公民館事業が先進地の取り上げられておる内容を全町に広げてですね、全町で取り組まれたと、取り組みが実現しているというふうに思っています。そのように農業の分野でも、その先進地で取り組んでいただいている内容が全町に早く広がっていくように、ぜひお願いしておきたいと思えます。

それで、こういう担い手農家を育成する点でも、農業を、あるいは農地を守っていく点でも大事だというふうに思えるのが新規就農者の取り組みですね。これについては、142ページに23年度の支援事業が書かれていますが、23年度では、この新規就農者の事業は、どのように取り組まれて、どんな成果があったのかお聞きします。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 資料の142ページでございます。ここに新規就農者の支援事業ということで980万円ほどの事業費を上げさせていただいております。

この内訳につきましては、京都府の就農研修資金の償還助成事業の補助金ということで、京都府と町とが2分の1ずつを持ちまして、就農を5年間した場合ですね、この毎月15万円の奨励金がいただけるということになるわけなんです、それは一応、貸し付けということになっております。それは2年間ということで、年間最大で360万円の交付があるわけです。それが5年間、就農した場合は返還しなくていいという制度がありまして、その5年間の償還分を京都府と町のほうで負担をさせていただいておるといこと、23年度につきましては4名の該当者があるといこと、

それと、23年度につきましては、あつふるふぁーむと誠武農園、ここで与謝野町内では主に、この二つの農業法人で新規就農者を受け入れているケースが多いといこと、その研修をしていくためのパイプハウス、それを3棟ずつ計6棟導入をさせていただいたといこと、これは京都府の補助事業を、2分の1の補助事業を使わせていただいておりますが、通常、パイプハウスの整備事業は町単費で20%の補助金を上積みしておりますが、この事業につきましては、35%新規就農の研修用のハウスといこと、上積みをさせてもらって、合計85%の補助率で整備をさせていただいておるといこと、

それで、24年度からにつきましては、国のほうで新規就農の交付金が制度化をされまして、

最大で7年間150万円の交付金が出ると、そういう制度が出てきております。その該当者が24年度からは1名ございまして、現在、その1名については交付が決定をしたということです。

もうあと1名、現在、該当するかどうかという当たりを審査をしております、そういう状況になっておるということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この新規就農の事業の取り組みというのは、旧加悦町で大分前から先進的に取り組まれてきて、今も加悦町を中心に進められているというふうに思うんですが、課長が今、言われましたように、国の、この人・農地プランで、この分野が大きく変わったというふうに思っています。今までは、全く関係ない人が来るというのが新規就農だったんですが、そういう意味では、基本的にはさっき言いましたように、代々の農地を持っておられる方がどう取り組んでいただくかということがね、非常に大事だと思うんですが、親が農業をやっておられる方の子供さんが帰られても対象にならないというのが今までだったと思うんですが、その今、言われた24年からはですね、そういう場合にも何年間の間にきっちりと代がわりするということになれば、その対象にするというふうに変ったと思うんですが、この点についてはどうですか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。今のご質問ですが、一つは親と同じ農家の息子さんが、子供さんが就農される場合、この青年就農給付金ということで、年間150万円の給付を受けるということが可能です。

その内容につきましては、一つは親と別の独立した経営部門を独立させると、いわゆるお父さんが米づくりをされておる場合でしたら、子供さんがパイプハウスで野菜をつくられるというようなパターンが、こういう場合に該当をするというふうに思いますし、もう1点は、親元に就農をするということですが、5年以内に親がやめてしまう場合、経営をやめて、経営を子供さんが引き継ぐ場合、対象となるというふうになっております。

この辺につきましては、取り扱いの要件が、それぞれ細かい部分がございますので、大まかに言いますと、そういう内容に変ったということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この間、農業にしる林業にしる、いわゆる働き方のいろんな問題の中で、いろんな人が、そういう仕事に新しくつくという事例がふえてきています。しかし、一方であまりにも厳しい現実の中で続かないと、やめるというふうなことも生まれているというふうに思います。

そういう中で、全体として、先ほど言われましたように、今までどおりの農業ではとてもやっていけないというのは、国が最初から大規模化するとこだけを補助の対象にし、そして、規模が大きくなれば米の単価は下げるとというのが、最初から含まれた計画を、つくられてやってきたのが今までの農政、そういう中で大変な苦しい思いを農家の方がしながら、農地を守っていただいているというふうに思っています。

そういう点では、若干違うような方向も生まれてきたのかなというふうにも思っていますが、いずれにしても、今言いましたようなこと、以前、社会資源をどう生かすかということを取り上げたことがあります、こういう新しい生まれた社会資源も、全ての社会資源を取り込んで農地を守っていくという取り組みもしないと、本当に厳しくて守れないと、耕作放棄地は広がって

くという事態、もっと言えば、言われておるような再生エネルギーの取り組みも含めてというふうなこともあるでしょうし、そういう点では農林課長として大変ですけどね、そういうアンテナを張って取り組みの方向も全包围にさせていただいて、そして、農業者や地域の人思いと一帯となって取り組んでいただく必要があるというふうに思っていますが、この点についてのお考えをお聞きます。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。農家の皆さんの中に入って話をし、そして一緒になって仕事をしていくのが農林課の仕事だというふうに思っていますので、非常に夜の会議が、職員は多いです。しかし、それはあえて超勤が多いというようなご批判も、よくいただくんですが、あえて、それをやっていくことが農林課の仕事だというふうに思っておりますし、そういう中でいろんな人の意見も聞きながら、自分の経営に生かしていただくと。

あるいは、地域を全体の大きな面に立って、これからのことを考えていただくという、そういうのはきっかけになっていったらいいなというふうに思っておりますし、そういう手助けといえますか、背中を押すような仕事がどれだけさせていただけるかということが農林課の仕事かなというふうに思っておりますので、また、議員さんのほうも、またご支援をよろしくお願いがしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 次に、140ページにあります水稻共同防除事業、いわゆる無人ヘリコプターによる防除ですね、農薬散布、これについてお聞きます。

この問題については、以前から取り上げていまして、これによって住民への被害があるということで、その対策もとっていただきながら進めていただいておりますというふうに思っていますが、この23年度の、この内容というのは、どのような取り組みになったのか。とりわけ最近、できるだけ、この無人ヘリコプターへの防除をなくすための取り組みもしていただいておりますが、それも含めて内容をお聞きます。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 水稻の共同防除の事業でございますが、米の防除につきましては、多くの地域で共同でやられております。ただ、ここに上げております補助金につきましては、無人ヘリコプターで防除した場合について、その費用の20%を町のほうが補助をさせていただくということで実施をしております。それで、農業者の組織は町内では38集落あるんですが、そのうちこの無人ヘリコプターの防除の補助金の対象になった集落は15集落ということで、大体半分ぐらいということになってます。面積が303.9ヘクタールを実施をしておりますということでして、22年度の実績から見れば13ヘクタール減少しておりますということです。

24年度の当初予算でも説明をいたしました、今年度から栽培暦のほうもデジタルメガフレアという、最初にコーティングをしたカメムシ対策の農薬を箱施業するという方法で変えましたので、この防除面積が、ことしは、さらに減っておりますというふうに思っております。ただ、この共同防除の面積につきましては、農協のほうで集約をされておまして、まだ農林課のほうには届いておりませんので、24年度の状況がどういふふうなことになっているかということについては、きょうの場では申し上げられないということでございます。

それで、環境に優しい農業を自負しております当町にとりまして、いつまでも、こういう防除というものに補助金を出すのがいいのかという問題もご指摘をいただいておりますので、現在、農林課のほうでは、これにかわる方法がないのかというあたりを、現在、先ほどご説明をさせていただきました、技術者会等の中で議論をしております。

一定の方向がまとまりました段階では、11月の末に予定をしております、「明日の農業を語る会」第3回ですが、その中で幅広く農家の皆さんのご意見をお聞きするというような場も設けた上で、今後の方向を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） これについては、カメムシの影響が非常に大きいということですが、中山間の先ほどの取り組みによって、最近、あぜの草刈りが大変盛んに取り組んでおられまして、非常にきれいな田園地帯になっているというふうに思うんですが、必要な時期に、適切な時期にあぜの草刈りをすることによって、カメムシが水稻の中に入って行くのが防げたり、とりわけ色彩選別機によって、これが防げるので、色の悪い米が防げるということで、それによって、こういう無人ヘリがなくせるのではないのかということも前から言ってきました、町のほうでも買っていたいて取り組んでいただいていることは前にも取り上げました。

結局、そのときの答弁で農協ですね、農協で、この色選が持たれるかどうかというのが、非常に大きいというふうな答弁だったと思うんですが、その後、農協との話し合いの中で、今後の、こういう問題について、農協はどのようなお考えになっているのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。ご指摘のとおり、農協にありますライスセンターに色彩選別機をつけないと、なかなか、この問題は根本的には解決しづらいというふうに思っております、この間、JA京都のほうの意向を打診をしております。何分にも丹後の営農経済センターの判断だけで、この機械を導入するということはできませんので、本店の営農部のほうにも来ていただいて、先日、話をさせていただきました。

その結果について、まだ、報告はございませんが、現在、私が聞いておる範囲では、JAの対応としては丹後の営農経済センターとしては、野田川のライスセンターに入れたいという意向を持っておられまして、本店の決裁待ちだというふうに聞いております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） ぜひ、積極的に農協にも協力依頼を引き続きよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

最後にですね、先ほどありました145ページの命の里事業ですね。これは京都府の事業として3年間ということで始まって、この与謝野町での取り組みというのは府下でも数少ない中の一つとして早くから始まったと思ひているんですが、前にも3年で終わったのでは、この成果は生かせないというふうなことで取り上げてきました。

先ほどの答弁を聞いていまして、非常に効果の大きい事業というふうに思ひます。引き続き3年を越えて、どういう形は別にして続けるという形での、今は取り組みになっていると思ひます。

いますが、今後の、この命の里事業の発展方向ですね、どういうふうに課長は見通しておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。命の里事業につきましては、3年が経過をしまして、ほとんどの事業が23年度で終了したということですが、この事業の結果としまして、滝金屋地域で大きな連帯感が生まれて今後の活動を引き続いてやっていただくという組織の基盤がつくっていただいたというふうに思っております。そういう結果としまして、この夏に大学生を受け入れましたXキャンプという京都府下で初めての、そういう事業も取り入れることができたというふうに思ってます。

このXキャンプの事業につきましては、これからも何年間も続いていくというふうに思っております、若い人の斬新な発想と、そういう力で地域を活性化していこうということだというふうに思っておりますので、なかなか補助事業を使って、どうこうということは難しいというふうに思いますが、この組織は十分に、これからも活動をしていけるでしょうし、今も現在、若手の会ということで、若手の農業者と農業者以外の方を中心にして、そういう活動も積極的にやっていただくということになっております。

また、11月4日の日には、このSL広場、道の駅、リフレ、工芸の里、全てが一体となった秋の大イベントも開催が予定をされておるといふふうに聞いておりますので、そういった面では非常に大きな力を発揮していただく、そういう土台ができたんじゃないかというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 1番、野村議員。

1番（野村生八） 時間がありますので、リフレかやの里についてもお聞きします。これについては、いろんな方から、多くの方から、もう既に質問がされ答弁がありました。大変心配していましたが、無難な出発ができたんだというふうに受けとめておるんですが、今の命の里の事業を取り組んでいただいている、そういう生まれている地域の力と、このリフレの運営とが結びついてですね、さらに大きな力が期待できるのではないかなというふうに思ってます、いわゆるリフレの経営という問題だけではなくて、地域との協力による、このリフレなり、そのリフレが与える地域への影響なりについて、現在、どのような、課長としては認識をお持ちでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。このリフレかやの里の再開に関しまして、非常に際だった特徴点は、地域を本当に大切に考えていただいて、再開をしていただいたということだというふうに思ってますし、それをやっぱり十分受けとめていただいて、命の里のほうも応援をさせていただいておるといふことで、非常にそういう点ではいい関係が築けておるといふふうに思っております。

また、リフレかやの里も地元、滝金屋地域にはお風呂の集客が少ないということもあって、無料の券も配ったりして、そういう経営努力に努められておるといふことで、地元のほうからも非常に喜ばれております。おかげで8月の入浴の数は非常にふえたんですが、そういうふうな努力もされておるといふことで、非常に地域の中に溶け込んだ形でのリフレかやの里の運営と、命の里がやられておるといふふうに思っておりますので、この状況で、さらに大きく発展を、どうつ

くり出していくかが、これからの大きな課題かなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 1 番、野村議員。

1 番（野村生八） これは厳しい農業の中で、それを乗り越えていくためには、やはり地域の皆さん全員の、そして、そういう農家や地域の方が今、言われておるような行政の、いろんな事業に参加していただくということがないと、なかなか難しいだろうということで、地域によっては、そういうことが実現していると、今後さらに、それを全町に広げていただきたいということを指摘して終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ございませんか。

なければ質疑を打ち切ります。ありませんか、なければ打ち切りますよ。きょうではないですよ、打ち切りますよ、本当に、時間もったいないんで、ございませんか質疑。質疑なしでよろしいか。まだ5時まで時間ありますので。

1 2 番、多田議員。

あらかじめ、多少の時間延長をよろしくお願いいたします。

1 2 番（多田正成） それでは、23年度決算書についてお尋ねをしたいと思います。

まず、23年度の決算につきましては、財政的な問題ですけれども、経常収支利率も87%ということで、目標の90%を切ったということで、評価できるように思います。昨年も90%を切ったんですが、昨年は対策費が多くて、偶然切ったということなんですが、ことし23年度はいろんな経費の削減、いろんなことで87%を切ったのではないかというふうに思いますが、依然として、財政力指数というものが悪いように思います。余力のない財政状況が続いております。

そういったことで、監査委員さんの評価書を見ますと、まずまずかなというふうな評価がしてありますので、私もことしの決算書を全般に見させていただいて、そのような感じがいたします。そこで全体像については、その辺で評価をしておりますが、事業について少しお尋ねをしてみたいというふうに思います。

まず参考書の、指定管理施設の決算状況についてお尋ねしたいと思います。330ページ、資料のほうは71ページからなっておるんですが、この決算の仕方です、例えばリフレのようところ、ああいう営業に関しての設備のあるとこの指定管理なんです、そこへは機械設備が当町の財産というのか、当町から出資というのか、支出をして設備をしてるところの施設が全般にあると思うんですが、そういった当たりで、この決算書を見せていただくと、減価償却が上げてあるとこと、上げてないことあるんですが、その辺はどのように考えて、この記載をしておられるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） この決算の資料に69ページ以降、指定管理の施設の収支状況といったことで、そのあと載っております。それぞれ経営の形態の違いがございます。株式会社、それから有限会社、それぞれの営業形態に基づいて決算をここに記載をさせていただいておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それはわかるんですが、決算書の出し方なんですが、それぞれの事業によって減価償却を上げてあるとこと、上げてないことあるんですが、その営業所というのか、事業所

としてですね、その事業所が設備投資したところで減価償却を上げるような決算状況ならわかるんですが、当町から設備を与えて減価償却を出して決算をするというのは、少し私は理解できないんですが、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。議員のご指摘の減価償却につきましては、79ページの与謝野町冷凍米飯加工施設のことかなというふうに思っております。減価償却費が367万6,785円上がっております。これにつきましては、摘要欄に書いておりますように、器具洗浄機、自動包装機ほかということで、これは町から補助金とか起債とかで整備しました機械については、一切減価償却は入っておりません。町の資産です。これはあくまで会社のほうで独自で購入された分ということで、このほかに大きなものでいきますと、高速道路で商品を売っておりますので、その高速道路での冷蔵のショーケース、こういったものを購入されておりますので、そういったものが、この減価償却費の中に入っておるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） 今の説明なら正確だろうというふうに思うんですが、貸し与えたところに減価償却で決算を上げていただいて、町でその決算を審査するということが、ちょっと疑問に思いましたんで、その辺をお聞きしました。

これは、減価償却は一般、我々商売しておりますと、決算状況には利益が出ると、減価償却、減価償却を上げるのが当然なんです。赤字になるようなときにもですね、減価償却を上げずに決算をしたりするということがあるんですが、それはあのもんなんですが、当町ですと上げるというのか、そのことができたり、できなんだりするんですが、先ほど言いましたように、向こうの事業所で買われた設備について上げられておるんならいいんですが、そうだったら今、私の申し上げたことがちょっと疑問に思われるようでしたら、去年は減価償却が上がってない、ことしから、これを買われたということなんですか。去年は上がってませんね。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。去年の、この資料を持ち合わせておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、去年も同じように上がっておるというふうに思っております。赤松議長からも同じような質問をいただいたという記憶がございますので、多分上げさせていただいておるのではないかとこのように思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） 去年の決算書を見せていただいたんですが、これは、どこまでいっても、資料を見させていただいたんですが出ておりませんでした。上がっておりませんでした。

それと、ちんざんですね、ちんざんも同じように、ことしから減価償却費が上がっております。赤字が大きくなっております。その辺が町で決算書を見るにしますと、やっぱりそこら辺ははっきり徹底していただけないとですね、その都度、適当にやられますと考え方が、また違ってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺の課長のお考えをお聞かせください。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきます。ちょっと細かい資料を持ち合わせておりませんの

で、具体的に何かということは申し上げられませんが、ただ、町のほうの備品を減価償却に算入をしているということは、全ての施設においてありませんので、これはあくまで運営会社のほうで購入されたものについての減価償却だということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そのことは理解しておりますので、事業所で買われたものについては、減価償却を上げられる場合と上げられない備品とあると思いますので、その辺は理解しておりますので、ただ町に、こうして出てきて、こうして議員が決算書を見せていただくには、そこら辺を徹底していただいたほうが経営状態がよくわかっていいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に101ページの浸水地震対策についてお聞きをいたしますが、これに当町が新しくここへ避難の海拔の数字を上げていただきました。この件については、古い資料とあまりにも大きな誤差があるので、これがレンタルで、測定器をあれで、職員さんがはかられたということで、この新しくこれが海拔のあのもんができたんですが、これも古い加悦地域、岩滝地域、野田川地域という、古いこれも総務課からいただいた資料なんですが、あまりにも数字の違い過ぎる、3メートル、4メートル違うところもありますし、大きなところでしたら10メートルぐらい違うところがあるんですが、はかるところによってちょっとあのもんなんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。この古いのが全く違うんですよという意味なのか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 多田議員のご質問でございます。古い資料というのがどういうものなのか、ちょっと私も確認をいたしておりませんが、誤差があるのではないかとご質問でございます。

今、職員が計測したと申されましたですけども、機器を借りまして、その計測の仕方を、ご指導いただいて、職員がはかったということでございまして、それが、プロがはかれましても同じような結果が出るというように思っております。私どもは今、大きな誤差があるというふうに言われましたので、決して、私どもは、これを信頼いたしておりますし、また、その前の資料というものがどういう根拠に基づいて出されたものだといったことも確認をさせていただかないといけないと思っておりますけども、私どもは、そういうことで考えております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） この資料は、これができるまでに総務課でいただいた資料です。多分、旧町時代の持ち合わせた資料だということを思っておるんですが、差のないところは、まあいいんですが、もしそういう間違いがあると1メートルというと、こんだけほど違いますから、子供にとっては、この位置が、そうだと思っておるのに低かったりしますと大変ですので、その辺が、古いほうが正しいのか、新しいほうが正しいのか、私にはわからぬので、余りにも古いのも役場からいただいた、新しいのも役場にいただいた、ですから新しいほうが絶対に間違いはないということでしたら、それはそれで私は何も言うことがないんですが、余りにも誤差が出ているので、どうなんかなという、これが私が勝手に持ってきたもんならそうは言いませんんですけども、そんなら、今まではどうだったんだということになりますし、大は小を兼ねるで、例えば、高いほうでしたらいいんですけども、思わぬ高い数字が出ておったのに、思わぬ水が来たときには実際は低かった

というちょっと水に浸かりましてね、そういった危険度が増しますので、余り数字が違うとですね、ちょっとどうかなという気がしましたので、新しいほうが絶対に間違いないということを示していただけたら、それはそれで構わんですが、町民の人がやっぱり今回の防災訓練にも、こういったものを参考に町内に出したりしておりますので、その辺がちょっと新しいものが絶対に間違わないというあたりを示していただけたら、それはそれで結構でございます。

議長（赤松孝一） それでは、5分休憩します。

（休憩 午後 4時58分）

（再開 午後 5時01分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えしたいと思います。今、前の資料ということがございました。それらも検証する上で、今回の測定をさせてもらったということでございまして、測定した後の、いわゆる最近のものが正しいということをご理解をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、新しくできたのが正しい、5メートル違おうが10メートル違おうが、これが正しいということで、町民の人に認識していただいたらいいんですね。はい、わかりました。それはそれでよろしいです。

それでは、今度は緊急雇用についてなんです、153ページに緊急雇用対策事業ということで、延べ256名の雇用がされておまして、16事業されとるようなんですが、ちょっと事業の内容をですね、わかりましたらちょっとお知らせください。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 商工観光課のほうの予算で上がっておりまして、緊急雇用対策事業、この事業たくさんございまして、いわゆる経済対策での、それぞれの課が所管しまして取り組み、一番上でしたら自然公園ほか環境整備事業ということで、町の管理します公共施設の土手の草刈りですとか、そういった部分なんです。

その2番目の不法投棄ですと、商工観光課の所管でしたり、農林課の所管でしたり、いろいろといたしておまして、もしそれぞれの、この事業、この事業という格好で細かくは、それぞれの担当の課で対応をさせていただいております事業でございしますが、よろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それぞれの担当課でされておるといことなんです、この緊急雇用事業、対策事業というのは、国からおりてきて、そういった草刈りだとか、そういったことに臨時的にやられると思うんですが、ご存じのように経済的に、非常に当町は疲弊をしておまして、雇用ということになればですね、この事業はそういう事業なんだろうけれども、雇用については、雇用が目的ではなしに、月々の収入が一番大事なことでして、雇用が、どうのこうのという問題よりも、月々の収入があるかないかということなんで、やはりここにも、決算書の概要に書いてありますけど、国の雇用、創出事業を活用して緊急雇用対策をしましたとか、こう書いてあるんですけども、おひさまエコタウン事業を活用しというようなことで、いっぱいこういった事業がしてあるんですが、これは国からの、そういった対策費で、こういったことをされとるんですが、町に、

この町にとりまして、その仕事がない、そういったことに対して、どうして事業を生ませっていくんだというようなことや、例えば、このおひさま事業でも、ソーラーライトを、あそこに、クアハウスにつけたり、それからリフレの街灯をつけたり、LEDがついたり、そういったことは大変いいんですが、もっともっと工夫をして、この町、町民の人が本当に、この事業によって、ああありがたいと言えるような工夫ができないものなののでしょうか。それはもう指定されとるから、どうしてもそこにそうせんなんというものなののでしょうか、その辺のお考えをちょっとお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） ご質問にお答えいたします。緊急雇用対策事業につきましては、国の決められた制度の中での事業ですので、おっしゃいますように、継続的な収入ですとか、雇用ですとか、そういう部分では、確かに23年度、この事業23年度ですが、22年度と違う方とか、そんなような国の事業を取り組みます内容の中では規制がかかっておりまして、私どもも、その点では非常に、継続雇用とかいうふうにもつながっておりませんので、非常に疑問を持ちながらではありますが、この事業は取り組んできておりました。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、おひさまエコタウン事業のクアハウスにソーラーをつけたり、それからリフレにLEDをつけたりとかいうことも、そこにしかつけれない事業なんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） おひさまエコタウン事業の関係で、ご質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

このおひさまエコタウン事業につきましては、京都府の補助金をいただく中で取り組んでおります。この事業自体は、どこでもいいというわけではなくて、太陽光パネルですとか、LEDソーラーライトですとかいうふうなものが地球温暖化の効果があるだとか、あと生徒などへのPR効果というふうなことも含めて、そういうふうな効果があるところに限定されておるというふうなことの中で選定をさせていただいたということでございます。

本庁舎なんかでも太陽光パネル、設置できるんじゃないかというふうなこともあったのかもしれませんが、京都府では、それは認めていただけなかったということです。PR効果等も含めて、結局のところクアハウスですとか、リフレかやの里、わーくばる、それぞれにお認めをいただいて、設置ができたということでのご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、るる説明していただきましたが、そのことはわかっておるんですが、この事業は、もっとほかに工夫したり、アイデアを出せばもっとほかにもできた事業なのかどうかということをおっしゃっておりまして、そこにしかつけれないものなのか、どうかということをお答えしていただきたいんですが。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員ご質問の内容でしたら、いろいろと検討はしました結果、そこにしかつけれなかったということでのご理解いただければなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 私の申し上げたいのは、指定管理者制度に、そこをお任せしたところに、どんどんこうした事業でつぎ込んでいって、そこはそれで立派になるわけですからいいんですが、そうではなしにもっと本当に町の中で、そういったことの光のほしいところがあるということをお願いを申し上げると、そういったことを、例えば自転車道路だって、この町の観光施設といえ、もう大きな、よそにない大きな観光道路みたいな自転車道路があるわけですが、そういったところにつけていただくとか、そういったことが工夫できれば、もっともっと知恵を出せば、もっと町が明るくなったり、住民が喜ぶことにできるんですが、確かに指定管理者の、そこは喜んでいただけると思うんですが、それがほんなら町民のためになってるかという、ちょっと疑問に思うんですが、その辺、朝倉課長、どう思われますか。

議 長 (赤松孝一) 一応、多田先ほどからゼロになってますので。

朝倉環境課長。

住民環境課長 (朝倉 進) 議員、この参考資料の 117 ページの一番下におひさまエコタウン事業がございます。ここに事業内容として書かせていただいておりますとおり、町の公共施設で太陽光発電ですとか、ソーラーライトですとかというふうなことを整備するというによりまして、環境問題と地球温暖化対策の重要性をアピールするというふうなことの中で、どこかというふうなことの選定をさせていただいたところ、クアハウスですとかリフレかやの里、わーくぱる、これは結果的に指定管理者の施設になりましたけれども、町の施設ということで考えさせていただき中で、最終的に、この三つのところに設置するという事になったということでご理解をいただきたいと思っております。

1 2 番 (多田正成) すみません、失礼しました。

議 長 (赤松孝一) お諮りいたします。

議案第 95 号 決算認定については、本日はこの程度にとどめたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) ご異議なしと認めます。

皆さんにお願いしておきますが、積極的に挙手を挙げていただかないと、議会活性化がなりませんので、特にテレビの向こうには大勢の町民がおられますので、ぜひともあさってから積極的に挙手をお願いいたします。

本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、10月4日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさんでした。

(延会 午後 5時13分)